

## 企業主導型保育事業助成要領

「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第5の7に基づく助成要領を次のとおり定める。

### 第1 企業主導型保育事業（運営費）について

#### 1. 助成の対象

本事業については、実施要綱第3の1.に定める事業のうち、次のいずれかに該当するものを助成の対象とする。

ただし、企業主導型保育事業の申請者が、助成の申請前5年以内に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17第4項、第46条第4項、第58条第1項及び第2項並びに第59条第5項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定に基づく認可の取消し、事業の停止若しくは施設の閉鎖を命じられている場合、企業主導型保育事業費補助金の助成の取消しを受けている場合（1.において「取消し等」という。）、実施要綱及び助成要領等の定め違反し、指導・勧告を受けても改善がみられない場合又は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体には助成しない。なお、前年度に企業主導型保育事業の助成を受けている施設の設置者が、取消し等を受けている場合には、取消し等の理由、取消し等を行った後の施設の運営状況及び助成を行わない場合の利用児童への影響等を総合的に勘案した上で、継続して助成を行うことがある。この場合において、必要があると認めるときは、当該設置者に対し、施設の運営管理に関し必要な指導・勧告（新規の利用児童の入所の停止を含む。）を行うことができる。また、前年度に企業主導型保育事業の助成を受けている施設の設置者が、前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類を提出しない場合には、当該設置者に助成しないことができる。

- (1) 平成28年4月1日以降において、新たに開始されるもの。ただし、本事業の実施に伴い平成28年3月31日以前から運営されている保育施設（委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。）の廃止・移転・休止（予定を含む。）が伴う場合には助成の対象とはならない。
- (2) 平成28年3月31日以前から事業所内保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に定める利用定員をいう。（3）において同じ。）を増やして行うもの（平成28年4月1日以降に増加した定員部分に限る。）。
- (3) 事業所内保育施設（平成28年3月31日以前に設置事業主が雇用する労働者の監護する児童以外の児童の受け入れを行っていない施設に限る。）の定員に余裕がある場合に、当該余裕部分（以下「空き定員」という。）を活用し、児童（事業所内保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する児童を除く。）の受け入れを行うもの。
- (4) (1) から (3) により難しいもので、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）がこども家庭庁と協議の上で認めたもの。
- (5) 新規の利用児童の入所の停止の指導・勧告を受けた事業実施者において、当該指導・勧告に従わずに入所させた児童については、運営費の助成の対象としないことができる。

#### 2. 助成金の額

##### (1) 算定方法について

助成金の額は基本分（別紙1の①に定める区分ごとに算出された額の合計額から別紙4に定める区分ごとに定めた金額を減じた額をいう。以下同じ。）に各種加算分（別紙1の②～⑧に定める基準により算出された額をいう。以下同じ。）を加えた額を基準額とする。基準額と企業主導型保育施設における保育の提供に要する費用（対象経費の実支出額）から企業主導型保育事業（施設利用給付費）の助成額を控除した額を比較し、少ない方の金額を助成する。

##### (2) 基準額の算定について

- ① 週7日開所及び週6日開所の1か月当たりの基準額の算定に係る定員別単価は、別紙1の①基本分単価とする。また、週6日未満開所の1か月当たりの基準額の算定に係る定員別単価は、週6日開所の1か月当たりの基準額に20/25を乗じて得た額とする。
- ② 基準額の算定は次の算式によることとする。
  - ア 各月初日の入所児童の場合（ウに該当する児童を除く。）  
当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月初日の入所児童数
  - イ 月途中入所（退所）児童の場合
    - (i) 週7日開所施設の場合  
当該企業主導型保育事業の定員別単価×（その月の月途中入所日からの利用日数等÷30

日)

※ 10 円未満の端数は切り捨てる。また、利用日数等には、病気その他の協会が定める事由による欠席を含む。以下(2)②及び③において同じ。

※ 退所の場合は「その月の月途中退所日までの利用日数等」とする。以下(ii)及び(iii)において同じ。

(ii) 週6日開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×(その月の月途中入所からの利用日数等(25日を超える場合は25日)÷25日)

(iii) 週6日未満開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×(その月の月途中入所日からの利用日数等(20日を超える場合は20日)÷20日)

ウ 定型的な利用のない児童等の場合

保護者の就労状況等を踏まえ、月15日以下の利用等の場合については、以下の算式による。

(i) 週7日開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×(その月の利用日数等÷30日)

(ii) 週6日開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×(その月の利用日数等÷25日)

(iii) 週6日未満開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×(その月の利用日数等÷20日)

③ ②により算定した基準額の合計額から、別紙4に定める金額の合計額を控除した額を基本分の補助額とする(また、利用児童が②イ又はウに該当する場合には、別紙4に定める金額について、②イ又はウに定める方法により算出した金額に読み替えて計算するものとする。)

④ 基本分単価における保育士比率は、実施要綱第3の2.(4)によって算出される保育従事者数に対する保育士の割合である(実施要綱第3の2.(4)でいう「4歳以上児」「3歳児」「1、2歳児」「乳児」とは、年度の初日の前日(3月31日)における満年齢をいう。)

(3) 別紙1に定める加算の要件は以下のとおりとする。

① 処遇改善等加算Ⅰ

別紙2の要件を満たす場合に加算する。なお、2.(2)②イ又はウに該当する児童が在籍する場合には、別紙2「8. 処遇改善等加算Ⅰ定員別加算額」について、2.(2)②イ又はウに定める方法により算出した金額に読み替えて計算するものとする。

② 処遇改善等加算Ⅱ

別紙3の要件を満たす場合に加算する。

③ 延長保育加算

「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第10号)」に定める基準に準じ、1日当たり、11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)を超えて企業主導型保育事業を実施する場合に加算する。なお、事業実施月数(1月の実施を満たすもの)が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨)とする。

対象児童の算定方法は以下のとおりとする。

ア 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上(定員19人以下又は午後10時以降に行う場合は2人以上)いること。

イ 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上(定員19人以下又は午後10時以降に行う場合は1人以上)いること。

ウ 3時間以上の延長

イと同様1時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上(定員19人以下又は午後10時以降に行う場合は1人以上)いること。

エ 30分延長

上記アからウに該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

④ 夜間保育加算

日中の保育時間よりも午後10時までの夜間の保育需要が高い保育施設において開所時間が11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)、かつ、午後10時まで開所している場合に加算する。なお、夜間保育加算を受ける施設においては、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えておく必要がある。

⑤ 非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、非正規労働者の児童を、優先的に入所させるための定員枠を別に設け、かつ、その定員枠を設けたことを明確に書面等に示し、希望者に周知している場合に、当該定員枠を加算対象の定員枠とし、当該定員枠が空いている場合に加算する。なお、当該定員枠に児童の入所があった場合には、当該児童については、(2)により算定するものとし、入所があった日の属する翌月(月初日の入所の場合はその月)から、当該加算を減ずるものとする。

⑥ 病児保育加算

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)に定める基準に準じ、保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であって、疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を行った場合に加算する。なお、事業実施月数(1月の実施を満たすもの)が12月に満たない場合の加算額は、基本分(体調不良児対応型にあつては事業分)単価(年額)に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨)とする。

⑦ 預かりサービス加算

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)に定める基準に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、施設において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行った場合に加算する。

また、「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)に定める基準に準じ、障害児、多胎児を受け入れ、そのために職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置した場合において、特別支援児童(障害児・多胎児)加算を適用する。

⑧ 賃借料加算

次の要件全てを満たす施設に対し、定員区分ごとの加算額を加算する。なお、事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合の加算額は、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨)とする。ただし、次の要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

ア 保育の用に供する建物が賃貸物件であること。

イ アにより、賃貸料が発生していること。

⑨ 保育補助者雇上強化加算

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境改善に取り組んでおり、かつ、以下のアからウの要件をいずれも満たす者を保育士の補助を行う者(以下「保育補助者」という。)として、実施要綱第3の2.(4)の②に定める職員とは別に配置した場合に加算する。本加算を受給するに当たっては、①保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(本加算による保育補助者の配置の取組を除く。)を記載した実施計画書及び報告書を提出すること。なお、事業実施月数(1月の実施を満たすもの)が12月に満たない場合の加算額は、単価(年額)に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨)とする。また、⑨と⑫の加算を同時に受ける場合には、それぞれ別の者を配置する必要がある。

ア 保育士資格を有していない者であること。

イ 原則として勤務時間が週30時間かつ1か月120時間以上であること。

ウ 子育て支援員研修(地域保育コースのうち地域型保育)等の必要な研修を修了した者であること。

⑩ 防犯・安全対策強化加算

事故防止、事故後の検証及び防犯対策のための設備の設置等を行い、以下のア及びイを満たす場合、各施設一度に限り、加算する。

ア 対象経費

ベビーセンサー、ビデオカメラ、レコーダー、モニター等、事故防止、事故後の検証及び防犯対策のための設備の設置等に係る費用であること。

イ 設置場所

本加算の目的に鑑み、①事故が起きやすい場所(例:児童が食事・午睡を行う場所、プール・水遊びを行う場所等)②来所者の出入りが想定される場所(例:門扉、玄関等)に設置すること。

⑪ 運営支援システム導入加算

施設における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図るため、運営支援システムを導入し、以下のア及びイを満たす場合、各施設一度に限り、初めて導入した年度に加算する(中小企業事業主が設置する事業所に限る。)

ア 対象経費

以下のa)からc)に掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した費用(システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む。)であること。

- a) 保育に係る計画・記録に関する機能
- b) 児童の登園及び降園の管理に関する機能
- c) 保護者との連絡に関する機能

※ システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができる。

イ 加算を受けようとする場合、導入を行うシステムの機能及び費用が確認できる資料とともに、システム導入のスケジュールや保育従事者の業務負担を軽減するための計画等を記載した実施計画書を協会に提出すること。

⑫ 連携推進加算

実施要綱第3の2.(4)に定める職員とは別に当該施設に専任職員(短時間職員の場合には常勤換算して1名以上の専任配置を行うこと。)を配置し、協会への助成申請手続、企業間の連携、地域枠の児童の受入、市町村(特別区を含む。以下同じ。)への情報提供の業務その他事務が行われない間の保育補助業務を行わせる場合に、加算する。なお、事業実施月数(1月の実施を満たすもの)が12月に満たない場合の加算額は、単価(年額)に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨)とする。

また、⑨と⑫の加算を同時に受ける場合には、それぞれ別の者を配置する必要がある。

⑬ 改修支援加算

別紙6「改修支援加算の取扱いについて」により、企業主導型保育事業を実施するための建物の改修等を行った場合(改修等した保育施設において10年以上継続して企業主導型保育事業を実施する場合に限る。)に加算する(加算の期間は事業開始後の連続する10年間を限度とする。)

なお、本加算により改修等した保育施設において、10年未満で企業主導型保育事業を実施しなくなった場合には、本加算に係る助成金の全部又は一部を協会に返還させることがある。

⑭ 改修実施加算

ア 賃借料加算

別紙6「改修支援加算の取扱いについて」により、企業主導型保育事業を実施するための建物の改修等を行う際の工事着工から工事完了までの期間の賃借料について、「⑧賃借料加算」の定めに準じて、各施設一度に限り、加算する。

イ 共同設置・共同利用連携加算

別紙6「改修支援加算の取扱いについて」により、企業主導型保育事業を実施するための建物の改修等を行うに当たり、中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について企業間で検討、相談、準備等を行った場合に、各施設一度に限り、加算する。

⑮ 処遇改善等加算Ⅲ

別紙8の要件を満たす場合に加算する。なお、2.(2)②イ又はウに該当する児童が在籍する場合には、別紙8「加算当年度の単価」について、2.(2)②イ又はウに定める方法により算出した金額に読み替えて計算するものとする。

⑯ 障害児保育加算

別紙9の要件を満たす場合に加算する。なお、2.(2)②イ又はウに該当する児童が在籍する場合には、別紙9(3)障害児保育加算額について、2.(2)②イ又はウに定める方法により算出した金額に読み替えて計算するものとする。

⑰ 医療的ケア児保育支援加算

別紙10の要件を満たし、以下に該当する場合に加算する。

- ・対象医療的ケア児が月16日以上在籍していること。
- ・以下の書類を協会へ提出し加算の認定を受けること。
  - ① 都道府県又は市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が対象医療的ケア児について、対象施設で集団保育が可能であると認めたことが分かる書類
  - ② 医療的ケアに従事する職員の情報が分かる書類(当該医行為を実施することができる資格証・研修修了証等を含む)
  - ③ 対象医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の配置状況が記載された書類(職員体制図等)
  - ④ 対象医療的ケア児の主治医意見書、医療的ケアに関する指示書
  - ⑤ 対象医療的ケア児の保育支援計画、医療的ケアの実施記録、保育日誌等
  - ⑥ 緊急時の対応フローを含む各種マニュアル(安全管理・災害時対応マニュアル等)
  - ⑦ 対象医療的ケア児の預かりに係る同意書(保護者)
  - ⑧ 関係機関等との連携支援体制が分かる書類
  - ⑨ その他協会が必要と認める書類

### 3. 助成の申込手続

(1) この助成事業による助成を受けようとする者（以下「助成申込者」という。）は、企業主導型保育事業ポータルサイト (<https://www.kigyounaihoiku.jp/>) に掲げる企業主導型保育事業（運営費等）助成申込書及び次の各号に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を同サイトの電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により、協会に提出するものとする。

- ① 企業主導型保育事業（運営費等）所要額調書及び収支予算書
- ② 企業主導型保育事業（運営費等）算定額（見込）調書
- ③ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づき都道府県に届け出た書類の写し（以下「認可外保育施設届出書（写）」という。）（届出予定の場合は、届出後速やかに提出すること。）
- ④ 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び案内図（市町村の地図など敷地の場所が確認できるもの）
- ⑤ 保育施設の平面図（保育室、調理室、幼児用便所等、各部屋等別に室名及び対象児童数（保育室等に限る。）、用途、面積及び避難経路の記載並びに採光及び換気の計算式を記載したもの）及び立面図
- ⑥ 保育室の有効面積算定図・算定表
- ⑦ 実施要綱第 3 の 4.（8）に定める施設賠償責任保険及び傷害保険等（原則として独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度と同等以上の給付水準のものに限る。）に加入していることを証明する書類（ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項第 7 号に定める災害共済給付に当該年度に加入予定の場合を除く。）なお、災害共済給付に当該年度に加入予定の場合には、加入契約を締結次第、提出するものとする。
- ⑧ 助成申込者の直近の法人税申告書
- ⑨ 助成申込者の最近 3 期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書含む一式）
- ⑩ 預貯金の残高証明書
- ⑪ 会社・法人の登記全部事項証明書（個人事業主の場合は開業届出書）
- ⑫ 社会保険料の未納がないことを証明する書類
- ⑬ 税金の未納がないことを証明する書類
- ⑭ 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書
- ⑮ その他協会が必要と認める書類

(2) 新規に助成を受けようとする助成申込者は、(1) に定める申込書類に加えて、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- ① 建築整備内容の法令・基準チェックシート
- ② 保育の質に関する調書
- ③ 保育所保育指針における「全体的な計画（案）」
- ④ ガバナンス・コンプライアンスに関する調書
- ⑤ 利用意向調査票
- ⑥ 資金計画書
- ⑦ 施設長（園長）（候補者）の履歴書
- ⑧ 法人等の就業規則・非常勤就業規則
- ⑨ 法人等の給与規程
- ⑩ 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）
- ⑪ 助成申込者の施設等の 5 年以上の運営実績を有していることを証明する書類（保育事業者型事業を実施する場合に限る。）
- ⑫ 委託事業者の施設等の 5 年以上の運営実績を有していることを証明する書類（保育施設の運営を委託する場合に限る。）
- ⑬ 入札を行うために建築士が合理的に積算した予定価格調書又は 2 社以上の見積書（2 社以上の見積書を提出する場合、そのうち 1 社は公共工事の入札参加資格を有するものであることを証明する書類を添付すること。）（改修支援加算を取得する場合に限る。）
- ⑭ 施設を改修する敷地の登記簿謄本又は賃貸借契約書（地上権設定の確約書を含む。）の写し（改修支援加算を取得する場合に限る。）
- ⑮ 既存建物の検査済証、確認済証、台帳記載事項証明書、既存建物が違法でないことを建築士が証明する書面のうちいずれか 1 つ（改修支援加算を取得する場合に限る。）
- ⑯ 旧耐震基準で建てられた建物において企業主導型保育事業を行う際の報告書（昭和 56 年以前に確認済証が発行されている建物に増築する場合に限る。）
- ⑰ その他協会が必要と認める書類

(3) 複数の者が共同して事業を実施している場合における助成の申し込みは、当該複数の者の代表者が行うものとする。この場合、共同で設置していることを証明する書類（契約書等）を申込書類に添付するものとする。なお、助成申込後又は助成決定後に、共同での設置を解消した場合は、速やかに解消したことを証明する書類（合意書等）を提出するものとする。

- (4) 1. (2) により事業を実施する場合は、平成 28 年 4 月 1 日以降に増加した定員数が確認できる資料を添付するものとする。
- (5) 1. (3) により事業を実施する場合は、当該年度において申請を予定している空き定員数が確認できる資料を添付するものとする。
- (6) 病児保育事業を実施する助成申込者は、(1) に定める申込書類に加えて、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
  - ① 病児保育事業の実施に向けたチェックシート
  - ② 病児保育事業実施計画書
- (7) 一時預かり事業を実施する助成申込者は、(1) に定める申込書類に加えて、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
  - ① 一時預かり事業の実施に向けたチェックシート
  - ② 一時預かり事業実施計画書
- (8) 新規に助成を受けようとする助成申込者は、本申込書類の作成に係る費用その他申請条件に基づき必要となる一切の費用を負担すること。

#### 4. 助成の決定

- (1) 協会は、「3.」の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて調査（実地調査を含む。以下同じ。）を行い、助成の可否を決定するものとする。また、継続して企業主導型保育事業が実施される場合には、定期的かつ計画的に審査・調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認することとする。
- (2) 協会は、助成を行うことを決定したときは、企業主導型保育事業（運営費等）助成決定通知書により助成申込者に通知するものとする。また、助成を行わないことを決定したときは、助成申込者にその旨を通知するものとする。

#### 5. 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成決定事業者（前項の規定により、助成の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、事業の種類及び内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、改めて協会の承認を受けなければならない。
- (2) 助成決定事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならない。
- (3) 助成決定事業者又はその代理人は、次の場合には廃止又は取下げの手続を行うものとする。上記手続が行われない場合、協会は取消しを行うことができる。
  - ① 助成決定事業者が、民事再生法による再生手続開始の申立てをする場合
  - ② 助成決定事業者が会社更生法による更正手続開始の申立てをする場合
  - ③ 助成決定事業者が破産法に基づく破産の申し立てをする場合
- (4) 助成決定事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合（破産手続開始の決定及び事業の休止の場合を含む。）には、速やかに協会に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具（以下「機械等の財産」という。）については、協会が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、協会の承認を受けずに、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 協会の承認を受けて機械等の財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (7) 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (9) 助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。また、処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管しておかななければならないものとする。
  - ① 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
  - ② 助成決定通知書
  - ③ 助成額確定通知書
  - ④ 事業完了報告書類一式（控え）
- (10) 協会又は協会の委託を受けた代理人は、必要と認めるときは、助成決定事業者の施設の設備又は運営につ

いて定期的かつ計画的に審査・調査等を行うこととし、その結果、必要があると認められる場合には、助成決定事業者に対し、指導・勧告を行うことができる。

- (11) 協会は、国及び国の委託を受けた事業者が行う指導・監査、研修、相談支援等業務の結果に基づき、必要があると認められる場合には、助成決定事業者に対し、指導・勧告を行うものとする。
- (12) 助成決定事業者は、本事業に係る書類の作成(調査等で提出要請を受けた書類の作成を含む)に係る費用その他本助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

## 6. 助成決定の取消し等

- (1) 協会は、助成決定事業者が実施要綱及び助成要領等の定めに違反した場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、当該年度の前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不相当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、新規の利用児童の入所の停止を行うことができる。
- (2) 協会は、助成決定事業者が長期にわたり施設の運営を行わない場合(合理的な理由により施設の運営を開始することができない場合を除く。)、施設の状況について、必要に応じて助成決定事業者に対しヒアリング及び調査を行うとともに、合理的な理由がなく運営を開始しない場合において、協会から指導・勧告を受けても運営を開始しない等必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。
- (3) 協会は、助成決定事業者が助成申込等において不正を行っていた事実が判明した場合、実施要綱及び助成要領等の定めに違反した場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、当該年度の前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不相当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。その場合、協会は、既に交付した助成金(概算交付及び整備費を含む)の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (4) 職員の配置不足や不適切な保育等、児童の安心・安全に有害な影響を与える行為が助成決定事業者により行われたと協会が認めるときは、こども家庭庁と対応を個別に協議し、一時的な休園措置等の緊急対応を行うものとする。この場合、助成決定事業者および近隣の企業主導型保育施設は可能な限り、調整に協力すること。なお、上記に準ずる緊急対応の必要性が個別に認められる場合、協会は、本項目を準用した対応を行うものとする。
- (5) 協会は、(2)、(3)により助成決定の取消しを行うときは、企業主導型保育事業助成決定取消通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。
- (6) 助成決定の取消しを行った場合には、取消年月日、設置場所、保育施設名、設置者、運営開始年月、取消対象及び取消事由を公表するものとする。

## 7. 助成金の確定等

- (1) 助成決定事業者は、翌年度の協会が定める期限まで(年度の途中で事業を中止又は廃止した場合は、当該日から起算して1か月を経過する日まで)に企業主導型保育事業(運営費等)完了報告書及び次の各号に掲げる書類(以下「報告書類」という。)を協会に提出するものとする。
  - ① 企業主導型保育事業(運営費等)実績調書
  - ② 企業主導型保育事業(運営費等)助成額確定計算書
  - ③ 企業主導型保育事業(運営費等)算定額(実績)調書
  - ④ その他協会が必要と認めるもの
- (2) 協会は、報告書類を受理したときは、速やかにこれを審査し、必要と認める場合には調査を行い、助成金の額を確定し、企業主導型保育事業(運営費等)助成額確定通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。
- (3) 協会は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命じることとする。
- (4) 協会は、助成決定事業者から協会の定めた期限内に報告書類が提出されない場合には、助成決定事業者に対し、施設の運営管理に関し必要な指導・勧告を行うことができる。

## 8. 助成金の交付

### (1) 支弁方法

助成決定事業者は、毎月協会が定める日までに前月分の月次報告書を協会に提出することを必須とする。また、毎月協会が定める日までに当月分の概算交付申請書を協会に提出することができる。ただし、2月、3月の概算交付申請書については、協会に提出することを必須とする。

### (2) 支弁時期

各月の運営費については、概算交付申請書が提出された場合は当月末までに、月次報告書が提出された場合は翌月末までに支払うことを原則とする。なお、月次報告書に基づき支払う運営費等助成金について、

既に概算交付申請書に基づき支払っている場合には、その差額分を支払うものとする。概算交付申請書に基づき支払っている金額より、月次報告書に基づき支払う運営費等助成金額が少ない場合、次に支払う運営費等助成金より差額分を減額するものとする。

(3) 助成金の受領

助成決定事業者は、助成金を受領するための専用口座を設置する等、保育施設ごとの助成金の収入額、支出額及び支出内容を管理し、協会の求めに応じて管理状況を報告する体制を整えることを必須とする。

(4) 概算交付の停止

協会は、助成決定事業者が実施要綱及び助成要領等の定め違反した場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、当該年度の前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不相当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、(2)に定める支払いを停止することができる。なお、当該処分が解除された場合であっても、処分期間中の助成金の遡及支給は行わないものとする。

9. 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

(1) 協会は、7.の規定による助成金額の確定後において、6.に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変更すべきと認めた時は、速やかに助成金の確定額の変更を行い、企業主導型保育事業（運営費等）助成確定額変更通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。

(2) 協会は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

10. 報告等

(1) 協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

(2) 協会は、助成の申込及び助成決定の状況等について、適宜、地方自治体に情報提供を行うものとする。

11. 専属的合意管轄裁判所

事業者と協会との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

**第2 企業主導型保育事業（整備費）について**

1. 助成の対象

本事業については、実施要綱第3の1.に定める事業のうち、令和4年3月31日以前に企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書により通知を受けた事業を助成の対象とする。

2. 助成金の額

助成金の額は、以下の(1)により算出した額と(2)により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(1) 助成金の額は、別紙5第1欄に定める項目ごとに、第2欄に定める基準により算出した基準額の合計した額を交付基礎額とする。

(2) 別紙5第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から以下に掲げる額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に3/4を乗じた額を算出する。

① 残存物件の処分による収入

補助事業等を遂行するため購入した物件のうち、換価価値のある不必要な残存物件を処分することによる収入をいう。

② 残存建物等の処分による収入

過去において、補助金等の交付を受けて建設、改造又は改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。以下同じ。）を処分することによる収入をいう。

ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限るものとする。

③ 火災保険収入

過去において、補助金等の交付を受けて建設し又は改造、改築等により効用の増加した既存建物等の全部又は一部が被災したことによる火災保険金の収入から補助基準額の1/4を控除した額をいう。ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限るものとする。

④ 契約違反による違約徴収金の収入



- ⑤ 徴収金、返還金等の収入（保育料を除く。）

### 3. 助成の申込手続

- (1) 助成申込者は、企業主導型保育事業（整備費）助成申込書及び次の各号に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を電子申請システムにより、協会に提出するものとする。
- ① 所要額調書及び工事及び工事事務費費目別内訳書
  - ② 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び案内図（市町村の地図など敷地の場所が確認できるもの）
  - ③ 保育施設の平面図（保育室、調理室、幼児用便所等、各部屋等別に室名及び対象児童数（保育室等に限定。）、用途、面積及び避難経路の記載並びに採光及び換気の計算式を記載したもの）及び立面図
  - ④ 建築士が合理的に積算した予定価格調書
  - ⑤ 施設を整備する敷地の登記簿謄本又は賃貸借契約書（地上権設定の確約書を含む。）の写し
  - ⑥ 保育室の有効面積算定図・算定表
  - ⑦ 助成申込者の直近の法人税申告書
  - ⑧ 助成申込者の最近3期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書含む 一式）
  - ⑨ 預貯金の残高証明書
  - ⑩ 会社・法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は開業届）
  - ⑪ 社会保険料の未納がないことを証明する書類
  - ⑫ 税金の未納がないことを証明する書類
  - ⑬ 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書
  - ⑭ その他協会が必要と認める書類
- (2) 病児保育事業を実施するために病児保育室等を整備する助成申込者は、(1)に定める申込書類に加えて、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- ① 病児保育事業の実施に向けたチェックシート
  - ② 病児保育事業実施計画書
- (3) 一時預かり事業を実施するために一時預かり保育室等を整備する助成申込者は、(1)に定める申込書類に加えて、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- ① 一時預かり事業の実施に向けたチェックシート
  - ② 一時預かり事業実施計画書
- (4) 新規に助成を受けようとする助成申込者は、本申込に係る書類の作成に係る費用その他申請条件に基づき必要となる一切の費用を負担すること。

### 4. 助成の決定

- (1) 協会は、3.の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて調査（実地調査を含む。以下同じ。）を行い、助成の可否を決定するものとする。
- (2) 協会は、助成を行うことを決定したときは、企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書により、助成申込者に通知するものとする。また、助成を行わないことを決定したときは、助成申込者にその旨を通知するものとする。

### 5. 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 整備費助成決定事業者（前項の規定により、助成の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、協会の承認を受けなければならない。
- ① 建物の規模又は構造（施設の機能を変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - ② 建物自体の用途
  - ③ 保育室等（病児保育室、地域交流スペース、一時預かり（一般型）専用スペース等を含む）の用途
- (2) 整備費助成決定事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならない。
- (3) 整備費助成決定事業者又はその代理人は、次の場合には廃止又は取下げの手続を行うものとする。上記手続が行われない場合、協会は取消しを行うことができる。
- ① 整備費助成決定事業者が、民事再生法による再生手続開始の申立てをする場合
  - ② 整備費助成決定事業者が会社更生法による更正手続開始の申立てをする場合
  - ③ 整備費助成決定事業者が破産法に基づく破産の申し立てをする場合
- (4) 整備費助成決定事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合（破産手続開始の決定及び事業の休止の場合を含む。）には、速やかに協会に報告して、指示を受けなければならない。
- (5) 整備費助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「不動産等の財産」という。）並びに機械等の財産については、協会が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）

を経過するまで、協会の承認を受けないで、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 協会の承認を受けて不動産等の財産及び機械等の財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (7) 整備費助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の財産及び機械等の財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (9) 整備費助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。  
また、処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管しておかなければならないものとする。
  - ア 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
  - イ 助成決定通知書
  - ウ 助成額確定通知書
  - エ 事業完了報告書類一式（控え）
- (10) 整備費助成決定事業者は、事業を行うための工事に関するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 整備費助成決定事業者は、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠するよう努めるものとする。2社以上から見積書を徴して契約を行う場合にあっても、建築請負業者の実績や建設業許可番号を確認の上、事業者に仕様書を提供し、それぞれから見積書を徴すること。
- (12) 整備費助成決定事業者は、助成申請時において施設の運営の開始を予定していた日（以下「運営開始予定日」という。）までに、施設の運営を開始しなければならない（合理的な理由により施設の運営を開始することができない場合を除く）。協会は、施設の運営開始状況について、必要に応じて事業実施者に対しヒアリング及び現地調査を行うとともに、合理的な理由がなく運営を開始しない場合において、協会から指導・勧告を受けても運営を開始しない等必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。
- (13) 協会又は協会の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、整備費助成決定事業者の施設の設備又は運営について定期的かつ計画的に審査・調査等を行うこととし、調査の結果必要があると認められる場合には、整備費助成決定事業者に対し、指導・勧告を行うことができる。
- (14) 協会は、国及び国の委託を受けた事業者が行う指導・監査、研修、相談支援等業務の結果に基づき、必要があると認められる場合には、整備費助成決定事業者に対し、指導・勧告を行うものとする。
- (15) 整備費助成決定事業者は、本事業に係る書類の作成（調査等で提出要請を受けた書類の作成を含む。）、その他本助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

## 6. 助成決定の取消し

- (1) 協会は、整備費助成決定事業者が助成申込等において不正を行っていた事実が判明した場合、合理的な理由がなく運営を開始しない場合、実施要綱及び助成要領等の定め違反した場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、7.に定める報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不相当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。その場合には、既に交付した助成金（概算交付を含む）の全部又は一部の返還措置を求めるものとする。
- (2) 協会は、前項の規定により助成決定の取消しを行うときは、企業主導型保育事業（整備費）助成決定取消通知書により、整備費助成決定事業者に通知するものとする。
- (3) 助成決定の取消しを行った場合には、取消年月日、設置場所、保育施設名、設置者、運営開始年月、取消対象及び取消事由を公表するものとする。

## 7. 助成金の確定等

- (1) 整備費助成決定事業者は、翌年度の協会が定める期限まで（年度の途中で事業を中止又は廃止した場合は、当該日から起算して1か月を経過する日まで）に企業主導型保育事業（整備費）完了報告書及び次の各号に掲げる書類（以下「報告書類」という。）を協会に提出するものとする。
  - ① 実績額調書及び支出済工事及び工事事務費費目別内訳書
  - ② 工事請負契約書の写し
  - ③ 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証）の写し（検

査済証に代わる証明の場合にはその書類、不要の場合は、その理由書)

- ④ 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び案内図（市町村の地図など敷地の場所を確認できるもの）
- ⑤ 保育施設の平面図（保育室、調理室、幼児用便所等、各部屋等別に室名及び対象児童数（保育室等に  
限る。）、用途、面積及び避難経路の記載並びに採光及び換気の計算式を記載したもの）及び立面図
- ⑥ 建物内外主要部分の写真（工事中の写真及び完成写真、撮影日及び場所の分かるもの）
- ⑦ 建物の引き渡しに係る検収調書（又はそれに代わるもの）の写し
- ⑧ 支払いを確認できる金融機関の振込通知書の写し
- ⑨ 企業主導型保育事業（整備費）請求書
- ⑩ 本整備事業の決算（見込）書抄本
- ⑪ その他協会が必要と認めるもの

(2) 協会は、報告書類を受領したときは、速やかにこれを審査し、必要な調査を行い、助成金の額を確定し、企業主導型保育事業（整備費）助成額確定通知書により、整備費助成決定事業者に通知するものとする。

(3) 協会は、整備費助成決定事業者から報告書類が提出されない場合であって、期限を定めて報告書類の提出を求めた上でなお報告書類が提出されない場合には、整備費助成決定事業者に対し、施設の運営管理に関し必要な指導・勧告（新規の利用児童の入所の停止を含む。）を行うことができる。

## 8. 助成金の交付

助成金は、原則として7.（2）に定める企業主導型保育事業（整備費）助成額確定通知書による通知後、1か月以内に交付するものとする。

ただし、協会が必要と認めた場合は助成決定金額の1/2以内の額を概算交付することができるものとする。概算交付を受けようとする場合、整備費助成決定事業者は、概算交付申請書、契約書及び前払金等の支払いを確認できる金融機関の振込通知書の写しを協会に提出するものとする。

なお、整備費助成決定事業者は、助成金を受領するための専用口座を設置するものとする。

## 9. 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

(1) 協会は、7.の規定による助成金額の確定後において、6.に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変更すべきと認めたときは、速やかに助成金の確定額の変更を行い、企業主導型保育事業（整備費）助成確定額変更通知書により、整備費助成決定事業者に通知するものとする。

(2) 協会は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、整備費助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

## 10. 施設の運営開始に関する報告

整備費助成決定事業者は、運営開始予定日の1月後の日までに、「施設運営開始報告書」及び認可外保育施設届出書の写しを協会に提出するものとする。ただし、合理的な理由により運営開始予定日までに施設の運営を開始することができない整備費助成決定事業者については、施設開始予定日までに「施設運営開始遅延理由書」に当該理由及び施設運営開始（延期）予定日を記載の上、協会に提出するものとする。この場合において、当該整備費助成決定事業者は、施設運営開始（延期）予定日の1月後の日までに、「施設運営開始報告書」及び認可外保育施設届出書の写しを協会に提出するものとする。

## 11. 報告等

(1) 協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、整備費助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

(2) 協会は、助成の申込及び助成決定の状況等について、適宜、地方自治体に情報提供を行うものとする。

## 12. 専属的合意管轄裁判所

事業者と協会との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 13. その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、こども家庭庁と協議の上、取り扱いを決定するものとする。

## 第3 企業主導型保育事業（施設利用給付費）について

### 1. 助成の対象

本事業については、第1の1.において助成の対象とする事業を実施する施設に該当するものを助成の対象とする。

ただし、第1の1.(2)又は(3)に該当する事業を実施する施設については、平成28年4月1日以降に増加した定員部分等に限ることなく、当該施設の定員部分を助成の対象とする。

## 2. 助成金の額

### (1) 算定方法について

助成金の額は、別紙4に定める利用者負担相当額の区分ごとに算出された額の合計額を基準額とし、基準額の金額を助成する。なお、企業主導型保育事業（施設利用給付費）については、企業主導型保育施設における保育の提供に要する費用以外の費用に充てることはできない。

### (2) 基準額の算定について

① 別紙4の利用者負担相当額の単価は、1か月当たりの基準額とする。

② 基準額の算定は次の算式によることとする。

ア 各月初日の入所児童の場合（ウに該当する児童を除く。）

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月初日の入所児童のうち、実施要綱第2の2.(3)企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童数

イ 月途中入所（退所）児童の場合

第1の2.(2)②イに定める方法に準じて計算するものとする。

ウ 定型的な利用のない児童等の場合

第1の2.(2)②ウに定める方法に準じて計算するものとする。

## 3. 助成の申込手続

(1) 助成申込者は、第1の3.(1)に定める申込書類を電子申請システムにより、協会に提出するものとする。

なお、申込書類の提出については、企業主導型保育事業（運営費）の助成の申込手続と一体的に行うことができる。

(2) 複数の者が共同して事業を実施している場合における助成の申し込みは、当該複数の者の代表者が行うものとする。この場合、共同で設置していることを証明する書類（契約書等）を申込書類に添付するものとする。ただし、当該書類の添付については、企業主導型保育事業（運営費）の助成の申込手続時において添付している場合、不要である。

## 4. 助成の決定

(1) 協会は、3.の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて調査（実地調査を含む。以下同じ。）を行い、助成の可否を決定するものとする。また、継続して企業主導型保育事業が実施される場合には、定期的かつ計画的に審査・調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認することとする。

(2) 協会は、助成を行うことを決定したときは、企業主導型保育事業（施設利用給付費）助成決定通知書により、助成申込者に通知するものとする。また、助成を行わないことを決定したときは、その旨を助成申込者に通知するものとする。なお、当該通知については、企業主導型保育事業（運営費等）に係る通知と一体的に行うことができる。

## 5. 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、第1の5.に定める内容に準じた条件を付すものとする。

## 6. 助成決定の取消し

(1) 協会は、助成決定事業者（4.の規定により、助成の決定を受けた者をいう。以下同じ。）が助成申込等において不正を行っていた事実が判明した場合、実施要綱及び助成要領等の定め違反した場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、当該年度の前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不適当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。この場合、協会は、既に交付した助成金（概算交付、運営費及び整備費を含む。）の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(2) 協会は、前項の規定により助成決定の取消しを行うときは、企業主導型保育事業助成決定取消通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。

(3) 助成決定の取消しを行った場合には、取消年月日、設置場所、保育施設名、設置者、運営開始年月、取消対象及び取消事由を公表するものとする。

## 7. 助成金の確定等

(1) 助成決定事業者は、翌年度の協会が定める期限まで（年度の途中で事業を中止又は廃止した場合は、当該日から起算して1か月を経過する日まで）に第1の7.(1)に定める報告書類を協会に提出するものとする。なお、報告書類の提出については、企業主導型保育事業（運営費）の助成の完了報告と一体的に行うこ

とができる。

- (2) 協会は、報告書類を受理したときは、速やかにこれを審査し、必要と認める場合には調査を行い、助成金の額を確定し、企業主導型保育事業（運営費等）助成額確定通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。
- (3) 協会は、助成すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が助成されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命じることとする。
- (4) 協会は、助成決定事業者から報告書類が提出されない場合であって、期限を定めて報告書類の提出を求めた上でなお報告書類が提出されない場合には、助成決定事業者に対し、施設の運営管理に関し必要な指導・勧告（新規の利用児童の入所の停止を含む。）を行うことができる。

## 8. 助成金の交付

### (1) 支弁方法

助成決定事業者は、毎月協会が定める日までに前月分の月次報告書を協会に提出することを必須とする。また、毎月協会が定める日までに当月分の概算交付申請書を協会に提出することができる。ただし、2月、3月の概算交付申請書については、協会に提出することを必須とする。

### (2) 支弁時期

各月の施設利用給付費については、概算交付申請書が提出された場合は当月末までに、月次報告書が提出された場合は翌月末までに支払うことを原則とする。なお、月次報告書に基づき支払う運営費等助成金について、既に概算交付申請書に基づき支払っている場合には、その差額分を支払うものとする。概算交付申請書に基づき支払っている金額より、月次報告書に基づき支払う運営費等助成金額が少ない場合、次に支払う運営費等助成金より差額分を減額するものとする。

### (3) 助成金の受領

助成決定事業者は、助成金を受領するための専用口座を設置するものとする。

### (4) 概算交付の停止

協会は、助成決定事業者が実施要綱及び助成要領等の定めに従った場合、協会の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じなかった場合、当該年度の前年度以前の企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類、その他協会が指示した書類等を提出しない場合等、事業の継続が不相当であると認めた場合であって必要があると認めるときは、(2)に定める支払いを停止することができる。なお、当該処分が解除された場合であっても、処分期間中の助成金を処分解除後に遡って支給することは無いものとする。

## 9. 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

- (1) 協会は、7.の規定による助成金額の確定後において、6.に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変更すべきと認めた時は、速やかに助成金の確定額の変更を行い、企業主導型保育事業（運営費等）助成確定額変更通知書により、助成決定事業者に通知するものとする。
- (2) 協会は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

## 10. 報告等

- (1) 協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。
- (2) 協会は、助成の申込及び助成決定の状況等について、適宜、地方自治体に情報提供を行うものとする。

## 11. 専属的合意管轄裁判所

事業者と協会との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 12. その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、こども家庭庁と協議の上取り扱いを決定するものとする。

(別紙1)

①基本分単価

(1日11時間開所の事業所(中小企業事業主(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして実施機関が定めるものをいう。以下同じ。)が設置する事業所)の場合)

(単価:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	160,130	151,450	148,950	192,160	181,740	178,730
		3歳児	168,780	159,140	155,580	202,510	190,970	186,700
		1、2歳児	238,240	221,080	210,270	285,890	265,300	252,320
		乳児	325,690	298,010	276,870	390,810	357,620	332,260
	13人 ~19人	4歳以上児	108,380	102,180	98,350	130,050	122,610	118,020
		3歳児	117,010	109,870	104,990	140,410	131,840	125,990
		1、2歳児	186,480	171,820	159,670	223,770	206,170	191,610
		乳児	273,930	248,750	226,280	328,710	298,500	271,530
	20人 ~30人	4歳以上児	98,960	97,090	93,430	118,740	116,500	112,120
		3歳児	107,590	104,780	100,080	129,110	125,730	120,080
		1、2歳児	177,070	166,720	154,760	212,480	200,060	185,700
		乳児	264,510	243,660	221,360	317,410	292,380	265,630
	31人 ~40人	4歳以上児	79,180	76,390	73,080	95,000	91,650	87,690
		3歳児	87,820	84,070	79,730	105,380	100,890	95,670
		1、2歳児	157,290	146,020	134,410	188,740	175,220	161,280
		乳児	244,740	222,960	201,010	293,670	267,540	241,210
	41人 ~50人	4歳以上児	76,280	73,480	70,500	91,530	88,170	84,590
		3歳児	84,920	81,170	77,150	101,900	97,400	92,560
		1、2歳児	154,380	143,120	131,820	185,250	171,750	158,190
		乳児	241,830	220,050	198,440	290,200	264,070	238,110
	51人 ~60人	4歳以上児	66,850	64,170	61,510	80,220	76,990	73,820
		3歳児	75,480	71,860	68,160	90,580	86,220	81,790
		1、2歳児	144,950	133,800	122,840	173,940	160,560	147,410
		乳児	232,410	210,740	189,450	278,890	252,890	227,340
	61人~	4歳以上児	60,170	57,550	54,980	72,200	69,060	65,970
		3歳児	68,810	65,240	61,630	82,570	78,290	73,940
		1、2歳児	138,280	127,190	116,300	165,930	152,630	139,560
		乳児	225,730	204,120	182,920	270,880	244,950	219,490
16/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	156,320	148,180	145,880	187,580	177,820	175,060
		3歳児	164,950	155,570	152,420	197,940	186,700	182,900
		1、2歳児	234,170	216,190	206,180	281,010	259,420	247,410
		乳児	321,270	291,270	271,520	385,520	349,520	325,820
		4歳以上児	105,860	99,980	96,340	127,020	119,980	115,610

	13人 ～19人	3歳児	114,500	107,380	102,870	137,390	128,850	123,440
		1、2歳児	183,720	167,990	156,620	220,470	201,590	187,950
		乳児	270,830	243,070	221,970	324,990	291,680	266,370
	20人 ～30人	4歳以上児	96,120	94,410	91,030	115,340	113,280	109,240
		3歳児	104,760	101,800	97,570	125,700	122,160	117,070
		1、2歳児	173,980	162,420	151,320	208,770	194,910	181,580
		乳児	261,080	237,490	216,670	313,280	284,990	260,000
	31人 ～40人	4歳以上児	76,960	74,310	71,160	92,370	89,160	85,390
		3歳児	85,610	81,700	77,690	102,720	98,050	93,230
		1、2歳児	154,840	142,320	131,450	185,800	170,780	157,730
		乳児	241,930	217,390	196,790	290,310	260,860	236,140
	41人 ～50人	4歳以上児	74,130	71,470	68,750	88,950	85,760	82,500
		3歳児	82,760	78,860	75,280	99,320	94,630	90,340
		1、2歳児	151,990	139,480	129,040	182,400	167,370	154,840
		乳児	239,090	214,550	194,380	286,920	257,450	233,260
	51人 ～60人	4歳以上児	64,940	62,390	59,880	77,940	74,870	71,850
		3歳児	73,590	69,780	66,400	88,300	83,750	79,690
		1、2歳児	142,820	130,400	120,160	171,380	156,480	144,190
		乳児	229,920	205,480	185,510	275,880	246,580	222,620
	61人～	4歳以上児	58,430	55,950	53,620	70,110	67,140	64,340
3歳児		67,070	63,340	60,150	80,480	76,010	72,170	
1、2歳児		136,300	123,960	113,900	163,560	148,740	136,680	
乳児		223,400	199,040	179,250	268,070	238,840	215,110	
15/100 地域	6人～12人	4歳以上児	155,480	147,470	145,070	186,580	176,940	174,070
		3歳児	163,820	154,820	151,450	196,580	185,780	181,730
		1、2歳児	230,890	215,120	205,010	277,060	258,140	246,010
		乳児	315,050	289,640	270,060	378,060	347,580	324,080
	13人 ～19人	4歳以上児	105,160	99,490	95,890	126,210	119,380	115,070
		3歳児	113,520	106,840	102,270	136,200	128,210	122,740
		1、2歳児	180,570	167,140	155,840	216,680	200,570	187,010
		乳児	264,740	241,670	220,900	317,690	289,990	265,070
	20人 ～30人	4歳以上児	95,370	93,840	90,500	114,440	112,600	108,600
		3歳児	103,710	101,190	96,880	124,460	121,430	116,250
		1、2歳児	170,770	161,480	150,450	204,930	193,780	180,540
		乳児	254,940	236,010	215,510	305,920	283,210	258,600
	31人 ～40人	4歳以上児	76,360	73,850	70,610	91,610	88,600	84,740
		3歳児	84,690	81,200	77,000	101,640	97,440	92,390
		1、2歳児	151,760	141,500	130,560	182,110	169,810	156,680
		乳児	235,930	216,030	195,620	283,110	259,230	234,740
	41人 ～50人	4歳以上児	73,640	71,020	68,220	88,380	85,220	81,860
		3歳児	81,990	78,380	74,600	98,370	94,050	89,520

		1、2歳児	149,050	138,680	128,170	178,860	166,420	153,800	
		乳児	233,210	213,200	193,220	279,860	255,850	231,870	
	51人 ～60人	4歳以上児	64,400	62,010	59,530	77,290	74,420	71,430	
		3歳児	72,750	69,370	65,910	87,280	83,240	79,100	
		1、2歳児	139,810	129,670	119,480	167,770	155,590	143,360	
		乳児	223,980	204,200	184,530	268,770	245,030	221,440	
	61人～	4歳以上児	58,050	55,600	53,190	69,650	66,720	63,830	
		3歳児	66,390	62,960	59,570	79,680	75,550	71,490	
		1、2歳児	133,460	123,260	113,140	160,150	147,910	135,770	
		乳児	217,620	197,780	178,200	261,150	237,350	213,830	
	12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	152,610	144,930	142,720	183,130	173,920	171,260
			3歳児	160,770	152,150	149,010	192,920	182,590	178,810
			1、2歳児	226,480	211,430	201,970	271,780	253,730	242,360
			乳児	308,660	284,410	266,050	370,390	341,290	319,260
		13人 ～19人	4歳以上児	103,220	97,770	94,320	123,860	117,330	113,190
			3歳児	111,380	105,000	100,620	133,650	125,990	120,730
1、2歳児			177,100	164,280	153,580	212,520	197,140	184,300	
乳児			259,260	237,270	217,660	311,120	284,710	261,190	
20人 ～30人		4歳以上児	93,390	91,860	88,640	112,080	110,220	106,360	
		3歳児	101,560	99,080	94,930	121,880	118,890	113,910	
		1、2歳児	167,270	158,350	147,890	200,720	190,030	177,470	
		乳児	249,450	231,330	211,980	299,330	277,600	254,360	
31人 ～40人		4歳以上児	74,760	72,230	69,240	89,700	86,670	83,080	
		3歳児	82,910	79,450	75,530	99,510	95,340	90,630	
		1、2歳児	148,630	138,730	128,490	178,350	166,480	154,190	
		乳児	230,800	211,710	192,580	276,960	254,050	231,080	
41人 ～50人	4歳以上児	71,980	69,570	66,880	86,370	83,480	80,260		
	3歳児	80,130	76,800	73,170	96,160	92,160	87,820		
	1、2歳児	145,850	136,070	126,140	175,020	163,290	151,370		
	乳児	228,020	209,060	190,220	273,630	250,870	228,260		
51人 ～60人	4歳以上児	63,050	60,730	58,360	75,640	72,880	70,030		
	3歳児	71,200	67,960	64,650	85,450	81,550	77,580		
	1、2歳児	136,920	127,240	117,610	164,300	152,680	141,140		
	乳児	219,080	200,220	181,690	262,910	240,250	218,030		
61人～	4歳以上児	56,820	54,460	52,150	68,170	65,360	62,580		
	3歳児	64,970	61,690	58,440	77,960	74,020	70,130		
	1、2歳児	130,700	120,970	111,400	156,840	145,160	133,680		
	乳児	212,860	193,950	175,480	255,440	232,730	210,580		
10/100地域	6人～12人	4歳以上児	150,700	143,360	141,070	180,840	172,020	169,300	
		3歳児	158,740	150,480	147,310	190,490	180,590	176,770	
		1、2歳児	223,520	209,050	199,750	268,230	250,850	239,700	



		乳児	304,400	281,150	263,250	365,280	337,380	315,910
	13人 ～19人	4歳以上児	101,950	96,670	93,320	122,340	116,000	111,980
		3歳児	110,000	103,810	99,560	131,990	124,560	119,480
		1、2歳児	174,770	162,360	152,000	209,730	194,820	182,400
		乳児	255,650	234,470	215,510	306,790	281,360	258,600
	20人 ～30人	4歳以上児	91,920	90,560	87,450	110,300	108,690	104,940
		3歳児	99,960	97,700	93,690	119,960	117,230	112,410
		1、2歳児	164,740	156,260	146,120	197,680	187,500	175,350
		乳児	245,620	228,360	209,630	294,750	274,040	251,550
	31人 ～40人	4歳以上児	73,640	71,190	68,280	88,380	85,420	81,930
		3歳児	81,690	78,320	74,510	98,030	93,990	89,420
		1、2歳児	146,470	136,880	126,950	175,760	164,250	152,340
		乳児	227,350	208,980	190,460	272,820	250,790	228,550
	41人 ～50人	4歳以上児	70,910	68,570	65,960	85,080	82,280	79,150
		3歳児	78,940	75,700	72,180	94,740	90,840	86,620
		1、2歳児	143,730	134,250	124,620	172,470	161,110	149,550
		乳児	224,610	206,360	188,130	269,520	247,640	225,760
	51人 ～60人	4歳以上児	62,090	59,850	57,530	74,500	71,820	69,040
		3歳児	70,120	66,980	63,770	84,140	80,360	76,520
		1、2歳児	134,910	125,530	116,200	161,870	150,650	139,450
		乳児	215,780	197,640	179,710	258,940	237,170	215,650
	61人～	4歳以上児	55,950	53,670	51,530	67,130	64,390	61,830
		3歳児	63,980	60,790	57,770	76,780	72,950	69,310
		1、2歳児	128,770	119,350	110,200	154,520	143,220	132,240
		乳児	209,650	191,450	173,710	251,580	229,740	208,440
6/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	147,010	140,090	137,910	176,390	168,120	165,480
		3歳児	154,820	147,070	144,030	185,780	176,480	172,850
		1、2歳児	217,710	204,290	195,550	261,250	245,130	234,650
		乳児	296,010	274,410	257,670	355,200	329,290	309,210
	13人 ～19人	4歳以上児	99,440	94,470	91,310	119,330	113,370	109,560
		3歳児	107,250	101,450	97,430	128,710	121,740	116,930
		1、2歳児	170,150	158,660	148,950	204,190	190,390	178,730
		乳児	248,450	228,780	211,070	298,130	274,540	253,290
	20人 ～30人	4歳以上児	89,200	87,900	85,040	107,040	105,470	102,040
		3歳児	97,020	94,850	91,180	116,420	113,830	109,410
		1、2歳児	159,910	152,070	142,680	191,890	182,480	171,220
		乳児	238,210	222,200	204,810	285,840	266,640	245,770
	31人 ～40人	4歳以上児	71,430	69,120	66,340	85,710	82,940	79,620
		3歳児	79,250	76,070	72,480	95,100	91,300	86,970
		1、2歳児	142,140	133,290	123,980	170,560	159,950	148,780
		乳児	220,430	203,420	186,110	264,530	244,110	223,330

	41人 ～50人	4歳以上児	68,760	66,560	64,080	82,510	79,870	76,890
		3歳児	76,570	73,520	70,210	91,890	88,220	84,240
		1、2歳児	139,470	130,730	121,710	167,370	156,890	146,060
		乳児	217,770	200,860	183,850	261,310	241,020	220,600
	51人 ～60人	4歳以上児	60,300	58,070	56,010	72,360	69,680	67,210
		3歳児	68,110	65,050	62,140	81,730	78,040	74,560
		1、2歳児	131,010	122,260	113,650	157,210	146,710	136,380
		乳児	209,300	192,380	175,770	251,160	230,840	210,920
	61人～	4歳以上児	54,210	52,170	50,060	65,060	62,610	60,070
		3歳児	62,030	59,140	56,190	74,430	70,960	67,430
		1、2歳児	124,920	116,350	107,700	149,910	139,620	129,230
		乳児	203,220	186,480	169,830	243,860	223,780	203,790
3/100地域	6人～12人	4歳以上児	144,140	137,680	135,560	172,970	165,220	162,670
		3歳児	151,660	144,510	141,600	182,000	173,410	169,920
		1、2歳児	213,320	200,690	192,500	255,990	240,830	231,010
		乳児	289,490	269,300	253,660	347,410	323,150	304,380
	13人 ～19人	4歳以上児	97,500	92,880	89,850	116,990	111,460	107,820
		3歳児	105,010	99,710	95,890	126,020	119,650	115,070
		1、2歳児	166,680	155,900	146,800	200,020	187,070	176,160
		乳児	242,850	224,490	207,950	291,420	269,400	249,530
	20人 ～30人	4歳以上児	87,100	86,040	83,190	104,520	103,250	99,820
		3歳児	94,620	92,870	89,240	113,560	111,450	107,080
		1、2歳児	156,300	149,060	140,130	187,550	178,870	168,160
		乳児	232,470	217,660	201,290	278,960	261,180	241,540
	31人 ～40人	4歳以上児	69,700	67,610	64,960	83,650	81,130	77,950
		3歳児	77,230	74,450	71,000	92,670	89,340	85,200
		1、2歳児	138,900	130,630	121,910	166,680	156,760	146,280
		乳児	215,080	199,230	183,060	258,080	239,060	219,660
	41人 ～50人	4歳以上児	67,210	65,110	62,740	80,640	78,130	75,280
		3歳児	74,730	71,930	68,780	89,660	86,310	82,540
		1、2歳児	136,390	128,130	119,690	163,670	153,750	143,630
		乳児	212,570	196,710	180,830	255,070	236,060	217,000
	51人 ～60人	4歳以上児	58,800	56,820	54,840	70,570	68,180	65,790
		3歳児	66,320	63,640	60,880	79,590	76,370	73,050
		1、2歳児	127,990	119,830	111,780	153,580	143,790	134,140
		乳児	204,170	188,420	172,930	245,000	226,110	207,510
61人～	4歳以上児	52,970	51,030	49,020	63,570	61,240	58,810	
	3歳児	60,490	57,860	55,060	72,590	69,430	66,070	
	1、2歳児	122,150	114,040	105,960	146,590	136,850	127,160	
	乳児	198,320	182,640	167,110	238,000	219,160	200,530	
その他地域		4歳以上児	141,390	135,270	133,210	169,660	162,320	159,850

	6人 ～12人	3歳児	148,730	141,970	139,160	178,480	170,370	167,000
		1、2歳児	208,930	197,010	189,350	250,700	236,410	227,220
		乳児	283,220	264,300	249,520	339,870	317,150	299,430
	13人 ～19人	4歳以上児	95,660	91,160	88,410	114,790	109,400	106,090
		3歳児	103,000	97,860	94,360	123,600	117,440	113,230
		1、2歳児	163,200	152,900	144,550	195,840	183,470	173,450
		乳児	237,500	220,200	204,720	285,000	264,230	245,660
	20人 ～30人	4歳以上児	85,010	84,060	81,330	102,000	100,880	97,600
		3歳児	92,350	90,770	87,300	110,810	108,920	104,760
		1、2歳児	152,540	145,790	137,480	183,040	174,950	164,970
		乳児	226,840	213,090	197,650	272,210	255,700	237,180
	31人 ～40人	4歳以上児	68,110	66,010	63,590	81,730	79,190	76,300
		3歳児	75,450	72,690	69,540	90,540	87,230	83,450
		1、2歳児	135,650	127,730	119,720	162,780	153,270	143,670
		乳児	209,950	195,030	179,890	251,940	234,020	215,880
	41人 ～50人	4歳以上児	65,530	63,540	61,390	78,650	76,240	73,670
3歳児		72,870	70,240	67,340	87,450	84,280	80,810	
1、2歳児		133,070	125,270	117,540	159,680	150,310	141,030	
乳児		207,370	192,570	177,700	248,850	231,080	213,240	
51人 ～60人	4歳以上児	57,430	55,530	53,660	68,920	66,640	64,390	
	3歳児	64,770	62,240	59,610	77,730	74,670	71,540	
	1、2歳児	124,970	117,260	109,800	149,970	140,720	131,760	
	乳児	199,260	184,560	169,970	239,130	221,470	203,960	
61人～	4歳以上児	51,720	49,890	47,960	62,060	59,870	57,560	
	3歳児	59,060	56,590	53,930	70,880	67,910	64,710	
	1、2歳児	119,260	111,630	104,110	143,110	133,950	124,930	
	乳児	193,560	178,910	164,280	232,280	214,700	197,130	

## (1日11時間開所の事業所(中小企業事業主以外が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	156,830	148,330	145,880	188,200	178,000	175,050
		3歳児	165,300	155,860	152,380	198,340	187,040	182,860
		1、2歳児	233,330	216,530	205,940	280,000	259,830	247,120
		乳児	318,980	291,870	271,170	382,760	350,250	325,410
	13人 ~19人	4歳以上児	106,150	100,080	96,330	127,370	120,090	115,590
		3歳児	114,600	107,610	102,830	137,520	129,130	123,400
		1、2歳児	182,640	168,280	156,380	219,160	201,920	187,660
		乳児	268,290	243,630	221,620	321,940	292,350	265,940
	20人 ~30人	4歳以上児	96,920	95,090	91,510	116,300	114,100	109,810
		3歳児	105,380	102,620	98,020	126,450	123,140	117,610
		1、2歳児	173,420	163,290	151,570	208,100	195,940	181,880
		乳児	259,060	238,640	216,800	310,870	286,360	260,160
	31人 ~40人	4歳以上児	77,550	74,820	71,580	93,050	89,770	85,890
		3歳児	86,010	82,340	78,090	103,210	98,810	93,700
		1、2歳児	154,050	143,010	131,640	184,850	171,610	157,960
		乳児	239,700	218,370	196,870	287,620	262,030	236,240
	41人 ~50人	4歳以上児	74,710	71,970	69,050	89,650	86,360	82,850
		3歳児	83,170	79,500	75,560	99,800	95,400	90,660
		1、2歳児	151,200	140,170	129,110	181,440	168,210	154,930
		乳児	236,850	215,520	194,350	284,220	258,630	233,210
	51人 ~60人	4歳以上児	65,480	62,850	60,250	78,570	75,410	72,300
		3歳児	73,930	70,380	66,760	88,720	84,450	80,110
		1、2歳児	141,970	131,050	120,310	170,360	157,250	144,380
		乳児	227,620	206,400	185,550	273,140	247,680	222,660
	61人~	4歳以上児	58,930	56,370	53,850	70,720	67,640	64,610
		3歳児	67,400	63,900	60,360	80,870	76,680	72,420
		1、2歳児	135,430	124,570	113,910	162,510	149,490	136,690
		乳児	221,080	199,920	179,150	265,300	239,900	214,970
16/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	153,100	145,130	142,880	183,720	174,160	171,460
		3歳児	161,550	152,370	149,280	193,860	182,860	179,130
		1、2歳児	229,350	211,740	201,930	275,220	254,080	242,310
		乳児	314,650	285,270	265,930	377,580	342,320	319,110
	13人 ~19人	4歳以上児	103,680	97,920	94,360	124,410	117,510	113,230
		3歳児	112,140	105,170	100,750	134,560	126,200	120,900
		1、2歳児	179,940	164,530	153,400	215,930	197,440	184,080

		乳児	265,250	238,060	217,400	318,290	285,670	260,880
	20人 ～30人	4歳以上児	94,140	92,470	89,160	112,970	110,950	106,990
		3歳児	102,600	99,710	95,560	123,110	119,650	114,660
		1、2歳児	170,400	159,080	148,200	204,470	190,900	177,840
		乳児	255,700	232,600	212,210	306,830	279,120	254,640
	31人 ～40人	4歳以上児	75,380	72,780	69,700	90,470	87,330	83,630
		3歳児	83,850	80,020	76,090	100,610	96,030	91,310
		1、2歳児	151,650	139,390	128,740	181,970	167,260	154,480
		乳児	236,950	212,910	192,740	284,330	255,490	231,280
	41人 ～50人	4歳以上児	72,610	70,000	67,340	87,120	84,000	80,800
		3歳児	81,060	77,240	73,730	97,280	92,680	88,480
		1、2歳児	148,860	136,610	126,380	178,640	163,920	151,650
		乳児	234,170	210,130	190,380	281,010	252,150	228,460
	51人 ～60人	4歳以上児	63,610	61,110	58,650	76,340	73,330	70,370
		3歳児	72,080	68,350	65,040	86,480	82,030	78,050
		1、2歳児	139,880	127,720	117,690	167,850	153,260	141,220
		乳児	225,180	201,250	181,690	270,200	241,500	218,030
	61人～	4歳以上児	57,230	54,800	52,520	68,670	65,760	63,020
		3歳児	65,690	62,040	58,910	78,830	74,450	70,690
		1、2歳児	133,490	121,410	111,560	160,190	145,680	133,870
		乳児	218,800	194,940	175,560	262,550	233,920	210,680
15/100地域	6人～12人	4歳以上児	152,280	144,430	142,080	182,740	173,300	170,490
		3歳児	160,450	151,630	148,330	192,530	181,950	177,990
		1、2歳児	226,130	210,690	200,790	271,350	252,820	240,940
		乳児	308,560	283,670	264,500	370,270	340,420	317,400
	13人 ～19人	4歳以上児	103,000	97,440	93,920	123,610	116,920	112,700
		3歳児	111,180	104,640	100,170	133,400	125,570	120,210
		1、2歳児	176,850	163,700	152,630	212,220	196,440	183,160
		乳児	259,290	236,690	216,350	311,140	284,020	259,610
	20人 ～30人	4歳以上児	93,410	91,910	88,640	112,090	110,280	106,370
		3歳児	101,580	99,110	94,890	121,900	118,930	113,860
		1、2歳児	167,250	158,160	147,350	200,710	189,790	176,820
		乳児	249,690	231,150	211,070	299,620	277,380	253,270
	31人 ～40人	4歳以上児	74,790	72,330	69,160	89,730	86,780	83,000
		3歳児	82,950	79,530	75,420	99,550	95,440	90,490
		1、2歳児	148,640	138,590	127,870	178,360	166,310	153,450
		乳児	231,070	211,580	191,590	277,280	253,890	229,900
	41人 ～50人	4歳以上児	72,130	69,560	66,820	86,560	83,470	80,180
		3歳児	80,300	76,770	73,070	96,350	92,120	87,680
		1、2歳児	145,980	135,830	125,530	175,180	162,990	150,630
		乳児	228,410	208,810	189,240	274,090	250,580	227,090

	51人 ～60人	4歳以上児	63,080	60,740	58,310	75,700	72,890	69,960
		3歳児	71,250	67,940	64,560	85,490	81,530	77,470
		1、2歳児	136,930	127,000	117,020	164,320	152,390	140,410
		乳児	219,370	199,990	180,730	263,230	239,980	216,880
	61人～	4歳以上児	56,860	54,460	52,100	68,220	65,350	62,520
		3歳児	65,030	61,670	58,350	78,040	74,000	70,020
		1、2歳児	130,710	120,720	110,810	156,850	144,870	132,980
		乳児	213,140	193,710	174,530	255,770	232,460	209,430
12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	149,470	141,950	139,780	179,360	170,340	167,730
		3歳児	157,460	149,020	145,940	188,950	178,830	175,130
		1、2歳児	221,820	207,080	197,810	266,180	248,500	237,370
		乳児	302,300	278,550	260,570	362,760	334,260	312,680
	13人 ～19人	4歳以上児	101,100	95,760	92,380	121,310	114,920	110,860
		3歳児	109,090	102,840	98,550	130,900	123,400	118,250
		1、2歳児	173,450	160,900	150,420	208,140	193,080	180,500
		乳児	253,920	232,380	213,180	304,710	278,840	255,810
	20人 ～30人	4歳以上児	91,470	89,970	86,820	109,770	107,950	104,170
		3歳児	99,470	97,040	92,980	119,370	116,440	111,570
		1、2歳児	163,830	155,090	144,850	196,590	186,120	173,820
		乳児	244,310	226,570	207,610	293,160	271,880	249,120
	31人 ～40人	4歳以上児	73,220	70,750	67,820	87,860	84,890	81,370
		3歳児	81,210	77,820	73,980	97,460	93,380	88,770
		1、2歳児	145,570	135,870	125,850	174,680	163,050	151,020
		乳児	226,050	207,350	188,610	271,250	248,820	226,320
	41人 ～50人	4歳以上児	70,500	68,140	65,510	84,590	81,760	78,610
		3歳児	78,480	75,220	71,670	94,180	90,260	86,010
		1、2歳児	142,850	133,270	123,540	171,420	159,930	148,250
		乳児	223,320	204,750	186,300	267,990	245,700	223,560
	51人 ～60人	4歳以上児	61,750	59,480	57,160	74,090	71,380	68,590
		3歳児	69,740	66,560	63,320	83,690	79,870	75,990
		1、2歳児	134,100	124,620	115,190	160,920	149,540	138,230
		乳児	214,570	196,100	177,950	257,490	235,300	213,540
	61人～	4歳以上児	55,650	53,340	51,080	66,770	64,020	61,290
		3歳児	63,640	60,420	57,240	76,360	72,500	68,690
		1、2歳児	128,010	118,480	109,110	153,610	142,170	130,930
		乳児	208,480	189,960	171,870	250,180	227,940	206,240
10/100地域	6人～12人	4歳以上児	147,600	140,410	138,170	177,120	168,480	165,810
		3歳児	155,470	147,380	144,280	186,570	176,870	173,130
		1、2歳児	218,920	204,740	195,640	262,700	245,680	234,760
		乳児	298,130	275,360	257,830	357,750	330,430	309,400
			4歳以上児	99,850	94,680	91,400	119,820	113,610

	13人 ～19人	3歳児	107,740	101,670	97,510	129,270	122,000	117,020
		1、2歳児	171,170	159,020	148,870	205,410	190,810	178,640
		乳児	250,380	229,640	211,070	300,470	275,560	253,270
	20人 ～30人	4歳以上児	90,030	88,700	85,650	108,030	106,450	102,780
		3歳児	97,900	95,690	91,760	117,490	114,820	110,100
		1、2歳児	161,350	153,040	143,110	193,610	183,640	171,740
		乳児	240,560	223,660	205,310	288,680	268,390	246,370
	31人 ～40人	4歳以上児	72,130	69,730	66,880	86,560	83,660	80,250
		3歳児	80,010	76,710	72,980	96,010	92,060	87,580
		1、2歳児	143,450	134,060	124,340	172,140	160,870	149,200
		乳児	222,670	204,680	186,540	267,200	245,620	223,840
	41人 ～50人	4歳以上児	69,450	67,160	64,600	83,330	80,590	77,520
		3歳児	77,320	74,140	70,700	92,790	88,970	84,840
		1、2歳児	140,770	131,490	122,060	168,920	157,790	146,470
		乳児	219,980	202,110	184,260	263,970	242,540	221,110
	51人 ～60人	4歳以上児	60,810	58,620	56,350	72,970	70,340	67,620
		3歳児	68,680	65,600	62,460	82,410	78,710	74,950
		1、2歳児	132,130	122,950	113,810	158,540	147,550	136,580
		乳児	211,340	193,570	176,010	253,610	232,280	211,210
	61人～	4歳以上児	54,800	52,570	50,470	65,750	63,070	60,560
3歳児		62,670	59,540	56,580	75,200	71,450	67,890	
1、2歳児		126,120	116,890	107,930	151,340	140,270	129,520	
乳児		205,330	187,510	170,130	246,400	225,010	204,150	
6/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	143,980	137,210	135,070	172,760	164,660	162,070
		3歳児	151,630	144,040	141,070	181,950	172,850	169,290
		1、2歳児	213,230	200,080	191,520	255,870	240,080	229,820
		乳児	289,910	268,760	252,360	347,880	322,510	302,840
	13人 ～19人	4歳以上児	97,390	92,530	89,430	116,870	111,040	107,310
		3歳児	105,040	99,360	95,430	126,060	119,230	114,520
		1、2歳児	166,650	155,390	145,880	199,980	186,470	175,050
		乳児	243,330	224,070	206,720	291,990	268,880	248,070
	20人 ～30人	4歳以上児	87,370	86,090	83,290	104,840	103,300	99,940
		3歳児	95,020	92,900	89,300	114,020	111,490	107,160
		1、2歳児	156,620	148,940	139,740	187,940	178,720	167,690
		乳児	233,300	217,620	200,590	279,950	261,150	240,710
	31人 ～40人	4歳以上児	69,960	67,700	64,980	83,950	81,230	77,980
		3歳児	77,620	74,510	70,990	93,140	89,420	85,180
		1、2歳児	139,210	130,550	121,430	167,050	156,660	145,720
		乳児	215,890	199,230	182,280	259,080	239,080	218,730
	41人 ～50人	4歳以上児	67,350	65,190	62,760	80,810	78,230	75,310
		3歳児	75,000	72,010	68,770	90,000	86,410	82,510

3/100 地域		1、2歳児	136,600	128,040	119,210	163,920	153,660	143,050
		乳児	213,280	196,720	180,060	255,930	236,060	216,060
	51人 ～60人	4歳以上児	59,060	56,880	54,860	70,870	68,250	65,830
		3歳児	66,710	63,710	60,860	80,050	76,440	73,030
		1、2歳児	128,310	119,740	111,310	153,970	143,690	133,570
		乳児	204,990	188,420	172,150	245,990	226,090	206,580
	61人～	4歳以上児	53,100	51,100	49,030	63,720	61,320	58,840
		3歳児	60,760	57,930	55,040	72,900	69,500	66,040
		1、2歳児	122,350	113,960	105,480	146,820	136,750	126,570
		乳児	199,030	182,640	166,330	238,840	219,170	199,590
	6人～12人	4歳以上児	141,170	134,850	132,770	169,410	161,820	159,320
		3歳児	148,540	141,540	138,690	178,250	169,840	166,420
		1、2歳児	208,930	196,560	188,540	250,720	235,870	226,250
		乳児	283,530	263,750	248,430	340,250	316,490	298,110
	13人 ～19人	4歳以上児	95,490	90,970	88,000	114,580	109,170	105,600
		3歳児	102,850	97,660	93,920	123,430	117,190	112,700
1、2歳児		163,250	152,690	143,780	195,900	183,220	172,530	
乳児		237,850	219,870	203,670	285,420	263,850	244,390	
20人 ～30人	4歳以上児	85,310	84,270	81,480	102,370	101,130	97,770	
	3歳児	92,670	90,960	87,400	111,220	109,160	104,880	
	1、2歳児	153,080	145,990	137,250	183,690	175,190	164,700	
	乳児	227,680	213,180	197,140	273,210	255,800	236,560	
31人 ～40人	4歳以上児	68,270	66,220	63,630	81,930	79,460	76,350	
	3歳児	75,640	72,920	69,540	90,760	87,500	83,450	
	1、2歳児	136,040	127,940	119,400	163,250	153,530	143,270	
	乳児	210,650	195,130	179,290	252,760	234,140	215,140	
41人 ～50人	4歳以上児	65,830	63,770	61,450	78,980	76,520	73,730	
	3歳児	73,190	70,450	67,370	87,820	84,540	80,840	
	1、2歳児	133,580	125,490	117,230	160,300	150,580	140,670	
	乳児	208,190	192,660	177,110	249,820	231,200	212,530	
51人 ～60人	4歳以上児	57,590	55,650	53,710	69,120	66,780	64,440	
	3歳児	64,960	62,330	59,630	77,950	74,800	71,550	
	1、2歳児	125,360	117,360	109,480	150,420	140,830	131,380	
	乳児	199,970	184,540	169,370	239,950	221,450	203,240	
61人～	4歳以上児	51,880	49,980	48,010	62,260	59,980	57,600	
	3歳児	59,250	56,670	53,930	71,100	68,000	64,710	
	1、2歳児	119,640	111,690	103,780	143,570	134,030	124,540	
	乳児	194,240	178,880	163,670	233,100	214,650	196,400	
その他地域	6人 ～12人	4歳以上児	138,480	132,490	130,470	166,170	158,980	156,560
		3歳児	145,670	139,050	136,300	174,800	166,860	163,560
		1、2歳児	204,630	192,950	185,450	245,540	231,540	222,540



		乳児	277,390	258,860	244,380	332,870	310,620	293,260
13人 ～19人		4歳以上児	93,690	89,290	86,590	112,430	107,150	103,910
		3歳児	100,880	95,850	92,420	121,060	115,020	110,900
		1、2歳児	159,840	149,750	141,570	191,810	179,690	169,880
		乳児	232,610	215,660	200,500	279,130	258,790	240,600
20人 ～30人		4歳以上児	83,260	82,330	79,660	99,900	98,800	95,590
		3歳児	90,450	88,900	85,500	108,530	106,680	102,600
		1、2歳児	149,400	142,790	134,650	179,270	171,350	161,570
		乳児	222,170	208,700	193,580	266,600	250,430	232,290
31人 ～40人		4歳以上児	66,710	64,650	62,280	80,050	77,560	74,730
		3歳児	73,900	71,200	68,110	88,680	85,440	81,730
		1、2歳児	132,860	125,100	117,260	159,430	150,110	140,710
		乳児	205,630	191,010	176,190	246,750	229,200	211,430
41人 ～50人		4歳以上児	64,180	62,230	60,130	77,030	74,670	72,160
		3歳児	71,370	68,800	65,960	85,650	82,550	79,150
		1、2歳児	130,330	122,690	115,120	156,390	147,220	138,130
		乳児	203,100	188,600	174,040	243,720	226,320	208,850
51人 ～60人		4歳以上児	56,250	54,390	52,560	67,500	65,270	63,070
		3歳児	63,440	60,960	58,390	76,130	73,140	70,070
		1、2歳児	122,400	114,850	107,540	146,880	137,820	129,050
		乳児	195,160	180,760	166,470	234,200	216,910	199,760
61人～		4歳以上児	50,660	48,870	46,980	60,790	58,640	56,380
		3歳児	57,850	55,430	52,820	69,420	66,510	63,380
		1、2歳児	116,810	109,330	101,970	140,160	131,190	122,360
		乳児	189,570	175,230	160,900	227,500	210,280	193,070

(1日13時間開所の事業所(中小企業事業主が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	190,020	179,760	176,810	228,040	215,720	212,180
		3歳児	200,240	188,860	184,660	240,290	226,630	221,590
		1、2歳児	281,550	261,280	248,500	337,850	313,540	298,180
		乳児	384,900	352,210	327,220	461,870	422,640	392,660
	13人 ~19人	4歳以上児	128,850	121,540	117,010	154,640	145,850	140,420
		3歳児	139,070	130,630	124,870	166,890	156,770	149,840
		1、2歳児	220,390	203,040	188,710	264,460	243,660	226,440
		乳児	323,730	293,980	267,420	388,490	352,770	320,900
	20人 ~30人	4歳以上児	117,720	115,530	111,200	141,280	138,630	133,450
		3歳児	127,940	124,610	119,060	153,530	149,540	142,870
		1、2歳児	209,250	197,040	182,890	251,100	236,440	219,460
		乳児	312,610	287,960	261,610	375,130	345,550	313,930
	31人 ~40人	4歳以上児	94,360	91,050	87,150	113,230	109,280	104,590
		3歳児	104,570	100,140	95,000	125,490	120,170	114,010
		1、2歳児	185,870	172,570	158,840	223,040	207,080	190,610
		乳児	289,230	263,500	237,560	347,070	316,190	285,070
	41人 ~50人	4歳以上児	90,940	87,630	84,100	109,130	105,170	100,930
		3歳児	101,130	96,720	91,960	121,370	116,060	110,360
		1、2歳児	182,450	169,140	155,790	218,940	202,970	186,950
		乳児	285,800	260,070	234,510	342,960	312,080	281,410
	51人 ~60人	4歳以上児	79,780	76,610	73,490	95,750	91,950	88,190
		3歳児	90,000	85,700	81,330	107,990	102,840	97,610
		1、2歳児	171,320	158,130	145,170	205,570	189,760	174,210
		乳児	274,660	249,050	223,890	329,590	298,860	268,670
	61人~	4歳以上児	71,900	68,790	65,760	86,270	82,570	78,910
		3歳児	82,110	77,890	73,610	98,530	93,470	88,340
		1、2歳児	163,410	150,300	137,450	196,090	180,360	164,940
		乳児	266,770	241,230	216,160	320,120	289,480	259,390
16/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	185,510	175,910	173,200	222,620	211,100	207,840
		3歳児	195,720	184,650	180,920	234,870	221,570	217,100
		1、2歳児	276,750	255,490	243,660	332,090	306,610	292,380
		乳児	379,690	344,220	320,880	455,620	413,060	385,060
	13人 ~19人	4歳以上児	125,890	118,940	114,650	151,080	142,740	137,570
		3歳児	136,100	127,700	122,360	163,320	153,230	146,830
		1、2歳児	217,120	198,540	185,100	260,560	238,260	222,130

		乳児	320,060	287,260	262,320	384,070	344,710	314,800
	20人 ～30人	4歳以上児	114,370	112,360	108,370	137,260	134,840	130,050
		3歳児	124,580	121,090	116,080	149,510	145,330	139,300
		1、2歳児	205,600	191,950	178,830	246,730	230,330	214,590
		乳児	308,550	280,670	256,060	370,260	336,810	307,270
	31人 ～40人	4歳以上児	91,750	88,600	84,890	110,110	106,340	101,870
		3歳児	101,960	97,340	92,590	122,360	116,810	111,130
		1、2歳児	182,990	168,190	155,350	219,580	201,820	186,420
		乳児	285,930	256,910	232,570	343,110	308,290	279,080
	41人 ～50人	4歳以上児	88,400	85,230	82,040	106,070	102,290	98,440
		3歳児	98,600	93,980	89,760	118,320	112,780	107,710
		1、2歳児	179,630	164,820	152,490	215,550	197,790	182,990
		乳児	282,560	253,550	229,720	339,090	304,280	275,670
	51人 ～60人	4歳以上児	77,540	74,520	71,550	93,040	89,430	85,870
		3歳児	87,750	83,260	79,260	105,310	99,920	95,120
		1、2歳児	168,790	154,110	142,000	202,530	184,940	170,410
		乳児	271,710	242,830	219,240	326,060	291,390	263,080
	61人～	4歳以上児	69,840	66,900	64,160	83,820	80,290	76,990
		3歳児	80,050	75,630	71,870	96,060	90,780	86,240
		1、2歳児	161,070	146,500	134,620	193,290	175,780	161,540
		乳児	264,010	235,230	211,840	316,810	282,270	254,220
15/100 地域	6人～12人	4歳以上児	184,530	175,040	172,230	221,440	210,060	206,680
		3歳児	194,380	183,750	179,760	233,260	220,500	215,710
		1、2歳児	272,870	254,230	242,280	327,440	305,070	290,730
		乳児	372,330	342,290	319,170	446,800	410,760	383,000
	13人 ～19人	4歳以上児	125,060	118,360	114,110	150,090	142,020	136,940
		3歳児	134,940	127,050	121,650	161,930	152,470	146,000
		1、2歳児	213,400	197,530	184,170	256,080	237,030	221,000
		乳児	312,870	285,600	261,060	375,450	342,720	313,260
	20人 ～30人	4歳以上児	113,500	111,680	107,740	136,190	134,020	129,290
		3歳児	123,360	120,370	115,280	148,040	144,450	138,350
		1、2歳児	201,830	190,850	177,800	242,200	229,030	213,360
		乳児	301,300	278,930	254,690	361,550	334,710	305,620
	31人 ～40人	4歳以上児	91,020	88,050	84,230	109,230	105,660	101,080
		3歳児	100,890	96,760	91,780	121,050	116,110	110,150
		1、2歳児	179,350	167,230	154,300	215,220	200,670	185,150
		乳児	278,810	255,300	231,180	334,580	306,370	277,420
	41人 ～50人	4歳以上児	87,830	84,720	81,400	105,390	101,660	97,690
		3歳児	97,680	93,410	88,950	117,210	112,100	106,750
		1、2歳児	176,150	163,890	151,470	211,370	196,680	181,760
		乳児	275,630	251,970	228,350	330,740	302,370	274,030

	51人 ～60人	4歳以上児	76,900	74,070	71,140	92,280	88,900	85,370
		3歳児	86,760	82,760	78,680	104,120	99,310	94,420
		1、2歳児	165,220	153,230	141,200	198,260	183,890	169,430
		乳児	264,700	241,320	218,080	317,640	289,580	261,700
	61人～	4歳以上児	69,400	66,500	63,650	83,280	79,800	76,390
		3歳児	79,250	75,200	71,190	95,110	90,240	85,430
		1、2歳児	157,710	145,670	133,700	189,260	174,800	160,440
		乳児	257,190	233,740	210,600	308,630	280,500	252,720
12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	181,140	172,070	169,450	217,380	206,490	203,340
		3歳児	190,780	180,610	176,890	228,950	216,730	212,270
		1、2歳児	267,670	249,880	238,700	321,200	299,850	286,430
		乳児	364,780	336,120	314,430	437,730	403,350	377,310
	13人 ～19人	4歳以上児	122,780	116,340	112,260	147,340	139,610	134,710
		3歳児	132,420	124,870	119,700	158,910	149,850	143,650
		1、2歳児	209,290	194,160	181,500	251,150	232,970	217,800
		乳児	306,400	280,390	257,240	367,690	336,470	308,680
	20人 ～30人	4歳以上児	111,160	109,330	105,540	133,400	131,210	126,660
		3歳児	120,810	117,870	112,970	144,970	141,440	135,580
		1、2歳児	197,680	187,140	174,790	237,230	224,570	209,740
		乳児	294,800	273,390	250,510	353,760	328,070	300,610
	31人 ～40人	4歳以上児	89,130	86,140	82,620	106,970	103,380	99,140
		3歳児	98,780	94,680	90,050	118,540	113,620	108,060
		1、2歳児	175,660	163,950	151,860	210,780	196,730	182,220
		乳児	272,760	250,200	227,580	327,310	300,250	273,100
	41人 ～50人	4歳以上児	85,850	83,010	79,820	103,020	99,610	95,790
		3歳児	95,480	91,540	87,260	114,590	109,860	104,720
		1、2歳児	172,370	160,810	149,070	206,840	192,980	178,870
		乳児	269,480	247,070	224,800	323,370	296,480	269,760
	51人 ～60人	4歳以上児	75,290	72,560	69,750	90,350	87,080	83,710
		3歳児	84,930	81,100	77,200	101,920	97,320	92,640
		1、2歳児	161,810	150,370	138,990	194,170	180,450	166,790
		乳児	258,920	236,620	214,720	310,700	283,940	257,660
	61人～	4歳以上児	67,930	65,160	62,410	81,520	78,190	74,890
		3歳児	77,570	73,680	69,850	93,090	88,430	83,820
		1、2歳児	154,460	142,960	131,660	185,350	171,550	157,980
		乳児	251,570	229,210	207,380	301,880	275,050	248,870
10/100地域	6人～12人	4歳以上児	178,880	170,200	167,510	214,660	204,250	201,010
		3歳児	188,390	178,640	174,880	226,080	214,370	209,860
		1、2歳児	264,160	247,050	236,070	316,990	296,450	283,280
		乳児	359,740	332,280	311,120	431,710	398,730	373,340
			4歳以上児	121,280	115,030	111,080	145,530	138,040

	13人 ～19人	3歳児	130,780	123,450	118,450	156,940	148,150	142,150
		1、2歳児	206,550	191,880	179,640	247,870	230,250	215,560
		乳児	302,140	277,090	254,690	362,560	332,510	305,620
	20人 ～30人	4歳以上児	109,410	107,820	104,130	131,310	129,390	124,960
		3歳児	118,920	116,240	111,500	142,720	139,500	133,810
		1、2歳児	194,690	184,670	172,690	233,620	221,590	207,220
		乳児	290,280	269,880	247,730	348,340	323,860	297,280
	31人 ～40人	4歳以上児	87,830	84,920	81,490	105,390	101,900	97,780
		3歳児	97,330	93,340	88,850	116,790	112,010	106,610
		1、2歳児	173,090	161,760	150,030	207,710	194,120	180,030
		乳児	268,700	246,980	225,090	322,420	296,380	270,100
	41人 ～50人	4歳以上児	84,580	81,810	78,730	101,510	98,180	94,470
		3歳児	94,100	90,250	86,100	112,920	108,310	103,330
		1、2歳児	169,860	158,660	147,280	203,820	190,390	176,740
		乳児	265,440	243,880	222,330	318,530	292,660	266,800
	51人 ～60人	4歳以上児	74,150	71,510	68,770	89,000	85,810	82,540
		3歳児	83,660	79,930	76,150	100,380	95,940	91,380
		1、2歳児	159,430	148,350	137,340	191,320	178,040	164,790
		乳児	255,010	233,570	212,380	306,010	280,280	254,860
	61人～	4歳以上児	66,890	64,210	61,690	80,290	77,050	74,020
3歳児		76,410	72,630	69,050	91,710	87,160	82,850	
1、2歳児		152,170	141,050	130,230	182,610	169,270	156,280	
乳児		247,750	226,270	205,290	297,310	271,520	246,350	
6/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	174,510	166,360	163,760	209,420	199,630	196,520
		3歳児	183,750	174,580	171,010	220,500	209,520	205,230
		1、2歳児	257,300	241,420	231,090	308,750	289,700	277,310
		乳児	349,820	324,290	304,520	419,780	389,150	365,430
	13人 ～19人	4歳以上児	118,300	112,440	108,690	141,960	134,930	130,430
		3歳児	127,540	120,670	115,940	153,060	144,800	139,120
		1、2歳児	201,090	187,500	176,020	241,310	225,000	211,230
		乳児	293,610	270,390	249,450	352,330	324,470	299,340
	20人 ～30人	4歳以上児	106,200	104,650	101,280	127,440	125,580	121,550
		3歳児	115,450	112,880	108,530	138,540	135,470	130,240
		1、2歳児	188,970	179,720	168,610	226,770	215,670	202,340
		乳児	281,510	262,600	242,050	337,800	315,120	290,440
	31人 ～40人	4歳以上児	85,200	82,470	79,190	102,240	98,960	95,030
		3歳児	94,430	90,710	86,440	113,330	108,840	103,730
		1、2歳児	167,990	157,520	146,530	201,590	189,040	175,830
		乳児	260,520	240,410	219,950	312,620	288,480	263,940
	41人 ～50人	4歳以上児	82,050	79,440	76,510	98,460	95,340	91,820
		3歳児	91,280	87,670	83,760	109,540	105,210	100,520

		1、2歳児	164,820	154,500	143,840	197,790	185,400	172,610	
		乳児	257,360	237,390	217,280	308,830	284,870	260,730	
	51人 ～60人	4歳以上児	72,040	69,420	66,980	86,460	83,300	80,380	
		3歳児	81,290	77,650	74,220	97,550	93,190	89,060	
		1、2歳児	154,830	144,480	134,300	185,800	173,380	161,170	
		乳児	247,360	227,350	207,730	296,830	272,820	249,270	
	61人～	4歳以上児	64,860	62,440	59,950	77,830	74,940	71,950	
		3歳児	74,090	70,670	67,190	88,920	84,810	80,640	
		1、2歳児	147,640	137,510	127,270	177,170	165,010	152,720	
		乳児	240,170	220,390	200,700	288,200	264,470	240,840	
	3/100地域	6人～12人	4歳以上児	171,140	163,500	160,990	205,360	196,210	193,200
			3歳児	180,030	171,570	168,130	216,040	205,890	201,760
			1、2歳児	252,110	237,190	227,510	302,540	284,620	273,000
			乳児	342,140	318,260	299,770	410,570	381,910	359,720
		13人～19人	4歳以上児	116,000	110,550	106,970	139,210	132,670	128,370
			3歳児	124,890	118,620	114,110	149,890	142,350	136,940
1、2歳児			196,990	184,230	173,480	236,380	221,080	208,180	
乳児			287,010	265,310	245,760	344,420	318,370	294,910	
20人～30人		4歳以上児	103,710	102,470	99,100	124,470	122,980	118,920	
		3歳児	112,610	110,530	106,240	135,130	132,640	127,480	
		1、2歳児	184,700	176,150	165,610	221,650	211,380	198,720	
		乳児	274,730	257,230	237,880	329,670	308,670	285,460	
31人～40人		4歳以上児	83,170	80,700	77,550	99,800	96,830	93,070	
		3歳児	92,050	88,760	84,700	110,470	106,520	101,640	
		1、2歳児	164,150	154,380	144,080	196,980	185,240	172,880	
		乳児	254,180	235,450	216,340	305,000	282,530	259,600	
41人～50人		4歳以上児	80,210	77,730	74,930	96,260	93,280	89,930	
		3歳児	89,090	85,800	82,070	106,920	102,960	98,500	
		1、2歳児	161,190	151,420	141,440	193,420	181,700	169,730	
		乳児	251,210	232,490	213,710	301,450	278,990	256,450	
51人～60人		4歳以上児	70,270	67,930	65,590	84,340	81,510	78,720	
		3歳児	79,170	75,990	72,730	95,000	91,200	87,270	
		1、2歳児	151,260	141,620	132,110	181,520	169,930	158,520	
		乳児	241,290	222,680	204,370	289,550	267,220	245,240	
61人～	4歳以上児	63,380	61,090	58,710	76,060	73,320	70,450		
	3歳児	72,270	69,160	65,850	86,720	83,010	79,020		
	1、2歳児	144,370	134,770	125,230	173,240	161,720	150,270		
	乳児	234,390	215,850	197,490	281,260	259,020	236,990		
その他地域	6人～12人	4歳以上児	167,880	160,660	158,220	201,470	192,780	189,870	
		3歳児	176,560	168,570	165,250	211,880	202,300	198,300	
		1、2歳児	246,920	232,820	223,780	296,290	279,390	268,530	

		乳児	334,730	312,350	294,890	401,680	374,820	353,860
13人 ～19人		4歳以上児	113,840	108,530	105,270	136,610	130,240	126,320
		3歳児	122,510	116,450	112,300	147,030	139,740	134,760
		1、2歳児	192,870	180,690	170,830	231,450	216,840	204,990
		乳児	280,680	260,220	241,930	336,810	312,260	290,320
20人 ～30人		4歳以上児	101,240	100,130	96,900	121,500	120,160	116,290
		3歳児	109,920	108,050	103,950	131,920	129,670	124,740
		1、2歳児	180,270	172,310	162,480	216,330	206,760	194,970
		乳児	268,080	251,830	233,570	321,700	302,200	280,290
31人 ～40人		4歳以上児	81,290	78,780	75,930	97,550	94,540	91,120
		3歳児	89,960	86,700	82,970	107,950	104,040	99,560
		1、2歳児	160,310	150,950	141,490	192,380	181,130	169,790
		乳児	248,130	230,480	212,610	297,750	276,580	255,120
41人 ～50人		4歳以上児	78,230	75,870	73,340	93,880	91,060	88,010
		3歳児	86,910	83,790	80,370	104,300	100,550	96,450
		1、2歳児	157,270	148,050	138,900	188,720	177,660	166,680
		乳児	245,080	227,580	210,020	294,090	273,100	252,010
51人 ～60人		4歳以上児	68,650	66,410	64,210	82,390	79,710	77,040
		3歳児	77,340	74,340	71,230	92,800	89,200	85,490
		1、2歳児	147,680	138,580	129,770	177,220	166,300	155,720
		乳児	235,500	218,110	200,880	282,590	261,740	241,060
61人～		4歳以上児	61,910	59,760	57,470	74,290	71,700	68,980
		3歳児	70,590	67,660	64,510	84,700	81,200	77,410
		1、2歳児	140,930	131,900	123,030	169,120	158,300	147,640
		乳児	228,750	211,440	194,150	274,510	253,740	232,980

(1日13時間開所の事業所(中小企業事業主以外が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	186,110	176,060	173,170	223,340	211,280	207,810
		3歳児	196,120	184,970	180,860	235,340	221,960	217,030
		1、2歳児	275,750	255,900	243,380	330,890	307,080	292,040
		乳児	376,970	344,950	320,480	452,350	413,930	384,570
	13人 ~19人	4歳以上児	126,200	119,040	114,600	151,460	142,850	137,530
		3歳児	136,210	127,940	122,300	163,450	153,540	146,760
		1、2歳児	215,850	198,860	184,820	259,010	238,640	221,780
		乳児	317,060	287,920	261,910	380,480	345,500	314,290
	20人 ~30人	4歳以上児	115,300	113,150	108,910	138,370	135,780	130,700
		3歳児	125,310	122,050	116,610	150,370	146,460	139,930
		1、2歳児	204,940	192,980	179,120	245,930	231,570	214,940
		乳児	306,170	282,030	256,220	367,400	338,430	307,460
	31人 ~40人	4歳以上児	92,420	89,180	85,360	110,900	107,030	102,440
		3歳児	102,420	98,080	93,050	122,910	117,700	111,660
		1、2歳児	182,040	169,020	155,570	218,450	202,820	186,680
		乳児	283,270	258,070	232,670	339,920	309,680	279,200
	41人 ~50人	4歳以上児	89,070	85,830	82,370	106,880	103,010	98,850
		3歳児	99,050	94,730	90,070	118,870	113,670	108,090
		1、2歳児	178,690	165,660	152,580	214,430	198,790	183,100
		乳児	279,910	254,710	229,680	335,890	305,650	275,610
	51人 ~60人	4歳以上児	78,140	75,040	71,980	93,780	90,060	86,380
		3歳児	88,150	83,940	79,660	105,770	100,720	95,600
		1、2歳児	167,790	154,870	142,180	201,340	185,850	170,620
		乳児	269,000	243,920	219,280	322,800	292,700	263,140
	61人~	4歳以上児	70,420	67,380	64,410	84,500	80,870	77,290
		3歳児	80,420	76,290	72,100	96,500	91,550	86,520
		1、2歳児	160,050	147,210	134,620	192,050	176,650	161,540
		乳児	261,270	236,260	211,710	313,520	283,520	254,050
16/100 地域	6人 ~12人	4歳以上児	181,690	172,290	169,630	218,030	206,750	203,560
		3歳児	191,690	180,850	177,190	230,030	217,010	212,630
		1、2歳児	271,050	250,230	238,640	325,250	300,290	286,360
		乳児	371,870	337,130	314,270	446,230	404,550	377,130
	13人 ~19人	4歳以上児	123,300	116,490	112,290	147,970	139,800	134,740
		3歳児	133,300	125,070	119,840	159,960	150,080	143,810
		1、2歳児	212,650	194,450	181,290	255,190	233,350	217,550



		乳児	313,470	281,340	256,920	376,160	337,610	308,310
	20人 ～30人	4歳以上児	112,020	110,050	106,140	134,430	132,060	127,370
		3歳児	122,020	118,600	113,690	146,430	142,340	136,430
		1、2歳児	201,370	188,000	175,150	241,650	225,590	210,170
		乳児	302,190	274,890	250,790	362,630	329,870	300,940
	31人 ～40人	4歳以上児	89,860	86,780	83,140	107,840	104,150	99,770
		3歳児	99,860	95,340	90,690	119,840	114,410	108,840
		1、2歳児	179,220	164,730	152,150	215,060	197,660	182,580
		乳児	280,040	251,620	227,780	336,040	301,940	273,330
	41人 ～50人	4歳以上児	86,580	83,480	80,350	103,890	100,190	96,420
		3歳児	96,570	92,050	87,910	115,890	110,460	105,490
		1、2歳児	175,930	161,430	149,350	211,110	193,720	179,220
		乳児	276,740	248,330	224,990	332,100	298,010	269,990
	51人 ～60人	4歳以上児	75,950	72,990	70,080	91,130	87,590	84,100
		3歳児	85,950	81,550	77,630	103,140	97,860	93,160
		1、2歳児	165,310	150,940	139,080	198,360	181,130	166,900
		乳児	266,110	237,830	214,720	319,340	285,390	257,660
	61人～	4歳以上児	68,400	65,530	62,840	82,100	78,640	75,410
		3歳児	78,400	74,080	70,390	94,080	88,910	84,470
		1、2歳児	157,750	143,480	131,850	189,310	172,160	158,210
乳児		258,570	230,380	207,480	310,280	276,450	248,980	
15/100 地域	6人～12人	4歳以上児	180,730	171,440	168,680	216,880	205,730	202,420
		3歳児	190,380	179,970	176,060	228,460	215,960	211,270
		1、2歳児	267,250	248,990	237,290	320,690	298,780	284,740
		乳児	364,660	335,240	312,590	437,590	402,300	375,110
	13人 ～19人	4歳以上児	122,490	115,920	111,760	147,000	139,100	134,120
		3歳児	132,160	124,440	119,150	158,600	149,330	142,990
		1、2歳児	209,000	193,460	180,380	250,800	232,150	216,450
		乳児	306,420	279,720	255,680	367,710	335,660	306,810
	20人 ～30人	4歳以上児	111,160	109,380	105,520	133,390	131,260	126,630
		3歳児	120,820	117,890	112,910	144,990	141,480	135,500
		1、2歳児	197,670	186,920	174,140	237,210	224,310	208,970
		乳児	295,090	273,180	249,440	354,100	327,810	299,320
	31人 ～40人	4歳以上児	89,150	86,240	82,500	106,980	103,490	99,000
		3歳児	98,810	94,770	89,890	118,560	113,720	107,880
		1、2歳児	175,660	163,790	151,120	210,790	196,540	181,340
		乳児	273,070	250,040	226,420	327,690	300,060	271,700
	41人 ～50人	4歳以上児	86,020	82,980	79,730	103,220	99,570	95,680
		3歳児	95,670	91,490	87,120	114,800	109,790	104,550
		1、2歳児	172,520	160,520	148,350	207,020	192,630	178,020
		乳児	269,950	246,780	223,650	323,930	296,140	268,380

	51人 ～60人	4歳以上児	75,320	72,550	69,680	90,380	87,070	83,610
		3歳児	84,980	81,060	77,060	101,980	97,270	92,480
		1、2歳児	161,820	150,080	138,290	194,180	180,100	165,940
		乳児	259,250	236,350	213,590	311,100	283,610	256,310
	61人～	4歳以上児	67,970	65,130	62,340	81,570	78,160	74,820
		3歳児	77,620	73,650	69,730	93,150	88,380	83,670
		1、2歳児	154,460	142,670	130,950	185,360	171,200	157,140
		乳児	251,890	228,930	206,260	302,270	274,720	247,510
12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	177,410	168,530	165,960	212,900	202,240	199,150
		3歳児	186,850	176,890	173,250	224,230	212,270	207,900
		1、2歳児	262,160	244,730	233,780	314,580	293,670	280,530
		乳児	357,260	329,190	307,950	428,710	395,040	369,540
	13人 ～19人	4歳以上児	120,250	113,950	109,950	144,310	136,740	131,940
		3歳児	129,690	122,300	117,240	155,640	146,770	140,690
		1、2歳児	204,980	190,160	177,760	245,980	228,170	213,310
		乳児	300,090	274,610	251,940	360,110	329,540	302,320
	20人 ～30人	4歳以上児	108,870	107,080	103,370	130,650	128,510	124,050
		3歳児	118,320	115,440	110,650	141,990	138,530	132,790
		1、2歳児	193,610	183,290	171,190	232,340	219,940	205,420
		乳児	288,730	267,760	245,350	346,470	321,310	294,420
	31人 ～40人	4歳以上児	87,300	84,370	80,920	104,770	101,250	97,100
		3歳児	96,750	92,730	88,200	116,100	111,280	105,840
		1、2歳児	172,040	160,570	148,730	206,440	192,680	178,470
		乳児	267,140	245,050	222,890	320,570	294,060	267,470
	41人 ～50人	4歳以上児	84,080	81,300	78,180	100,900	97,560	93,820
		3歳児	93,520	89,660	85,470	112,230	107,600	102,570
		1、2歳児	168,820	157,500	146,000	202,580	189,010	175,190
		乳児	263,930	241,980	220,170	316,710	290,370	264,200
	51人 ～60人	4歳以上児	73,740	71,070	68,320	88,490	85,290	81,990
		3歳児	83,180	79,430	75,610	99,820	95,320	90,730
		1、2歳児	158,480	147,270	136,130	190,170	176,730	163,360
		乳児	253,590	231,750	210,300	304,300	278,090	252,350
	61人～	4歳以上児	66,530	63,820	61,130	79,840	76,580	73,350
		3歳児	75,980	72,170	68,410	91,180	86,610	82,100
		1、2歳児	151,280	140,020	128,950	181,530	168,020	154,730
		乳児	246,390	224,490	203,110	295,660	269,380	243,740
10/100地域	6人～12人	4歳以上児	175,200	166,700	164,060	210,240	200,040	196,870
		3歳児	184,510	174,960	171,280	221,420	209,950	205,540
		1、2歳児	258,720	241,960	231,210	310,460	290,340	277,440
		乳児	352,330	325,430	304,710	422,810	390,510	365,650
			4歳以上児	118,780	112,660	108,790	142,530	135,200

6/100 地域	13 人 ～19 人	3 歳児	128,090	120,910	116,010	153,710	145,100	139,220
		1、2 歳児	202,300	187,930	175,940	242,760	225,510	211,120
		乳児	295,920	271,380	249,440	355,090	325,660	299,320
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	107,160	105,600	101,990	128,610	126,730	122,390
		3 歳児	116,470	113,850	109,210	139,780	136,630	131,060
		1、2 歳児	190,680	180,870	169,130	228,810	217,030	202,950
		乳児	284,300	264,320	242,630	341,160	317,190	291,160
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	86,020	83,170	79,810	103,220	99,800	95,770
		3 歳児	95,330	91,420	87,020	114,390	109,710	104,420
		1、2 歳児	169,530	158,430	146,940	203,430	190,120	176,320
		乳児	263,160	241,890	220,450	315,780	290,270	264,540
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	82,840	80,130	77,110	99,420	96,160	92,530
		3 歳児	92,160	88,390	84,330	110,600	106,080	101,200
		1、2 歳児	166,360	155,390	144,250	199,620	186,470	173,100
		乳児	259,970	238,860	217,750	311,970	286,630	261,300
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	72,630	70,040	67,360	87,170	84,050	80,840
		3 歳児	81,940	78,290	74,580	98,320	93,970	89,500
		1、2 歳児	156,150	145,300	134,510	187,380	174,370	161,400
		乳児	249,760	228,760	208,010	299,710	274,510	249,610
	61 人～	4 歳以上児	65,520	62,890	60,420	78,640	75,470	72,500
		3 歳児	74,840	71,140	67,630	89,820	85,370	81,150
		1、2 歳児	149,040	138,150	127,550	178,850	165,780	153,060
		乳児	242,650	221,610	201,060	291,180	265,930	241,280
	6 人 ～12 人	4 歳以上児	170,920	162,930	160,390	205,110	195,520	192,470
		3 歳児	179,970	170,990	167,490	215,960	205,200	201,000
		1、2 歳児	252,000	236,450	226,330	302,390	283,730	271,600
		乳児	342,610	317,610	298,250	411,130	381,130	357,900
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	115,870	110,130	106,450	139,040	132,150	127,750
3 歳児		124,920	118,190	113,550	149,910	141,820	136,260	
1、2 歳児		196,950	183,640	172,400	236,340	220,370	206,880	
乳児		287,560	264,820	244,310	345,070	317,780	293,170	
20 人 ～30 人	4 歳以上児	104,020	102,500	99,200	124,820	123,000	119,050	
	3 歳児	113,070	110,560	106,300	135,690	132,680	127,560	
	1、2 歳児	185,080	176,020	165,140	222,100	211,230	198,170	
	乳児	275,710	257,190	237,060	330,840	308,630	284,460	
31 人 ～40 人	4 歳以上児	83,450	80,770	77,560	100,140	96,920	93,080	
	3 歳児	92,490	88,840	84,660	111,000	106,600	101,600	
	1、2 歳児	164,530	154,280	143,510	197,440	185,150	172,210	
	乳児	255,150	235,460	215,420	306,180	282,540	258,500	
41 人 ～50 人	4 歳以上児	80,360	77,810	74,940	96,430	93,380	89,930	
	3 歳児	89,400	85,870	82,040	107,290	103,050	98,450	

		1、2歳児	161,430	151,320	140,880	193,720	181,580	169,060	
		乳児	252,060	232,500	212,800	302,470	279,000	255,360	
	51人 ～60人	4歳以上児	70,560	67,990	65,600	84,680	81,590	78,730	
		3歳児	79,620	76,050	72,690	95,540	91,270	87,230	
		1、2歳児	151,640	141,510	131,540	181,970	169,810	157,850	
		乳児	242,260	222,670	203,450	290,710	267,200	244,140	
	61人～	4歳以上児	63,530	61,160	58,720	76,230	73,400	70,470	
		3歳児	72,570	69,220	65,810	87,090	83,070	78,980	
		1、2歳児	144,600	134,680	124,650	173,520	161,610	149,580	
		乳児	235,220	215,850	196,570	282,260	259,020	235,880	
	3/100地域	6人～12人	4歳以上児	167,620	160,130	157,680	201,130	192,170	189,220
			3歳児	176,320	168,040	164,670	211,590	201,650	197,600
			1、2歳児	246,920	232,300	222,820	296,310	278,760	267,380
			乳児	335,090	311,700	293,590	402,110	374,040	352,310
		13人 ～19人	4歳以上児	113,610	108,280	104,770	136,340	129,940	125,730
			3歳児	122,320	116,180	111,760	146,800	139,420	134,120
1、2歳児			192,930	180,440	169,910	231,510	216,530	203,890	
乳児			281,100	259,840	240,700	337,320	311,810	288,830	
20人 ～30人		4歳以上児	101,580	100,360	97,060	121,910	120,450	116,470	
		3歳児	110,290	108,260	104,050	132,350	129,910	124,860	
		1、2歳児	180,900	172,520	162,200	217,080	207,030	194,630	
		乳児	269,070	251,930	232,980	322,880	302,310	279,580	
31人 ～40人		4歳以上児	81,460	79,040	75,960	97,750	94,840	91,160	
		3歳児	90,160	86,930	82,960	108,200	104,330	99,550	
		1、2歳児	160,770	151,200	141,110	192,920	181,430	169,320	
		乳児	248,940	230,600	211,880	298,720	276,710	254,250	
41人 ～50人	4歳以上児	78,560	76,130	73,390	94,280	91,360	88,080		
	3歳児	87,260	84,040	80,380	104,720	100,840	96,470		
	1、2歳児	157,870	148,300	138,530	189,440	177,960	166,240		
	乳児	246,040	227,700	209,310	295,240	273,240	251,170		
51人 ～60人	4歳以上児	68,830	66,530	64,240	82,610	79,830	77,100		
	3歳児	77,540	74,430	71,240	93,050	89,320	85,480		
	1、2歳児	148,150	138,700	129,390	177,780	166,430	155,260		
	乳児	236,320	218,090	200,160	283,580	261,720	240,190		
61人～	4歳以上児	62,080	59,840	57,500	74,500	71,810	69,000		
	3歳児	70,780	67,740	64,500	84,940	81,300	77,400		
	1、2歳児	141,400	132,000	122,650	169,670	158,390	147,180		
	乳児	229,560	211,400	193,420	275,470	253,680	232,110		
その他地域	6人 ～12人	4歳以上児	164,420	157,350	154,960	197,320	188,810	185,960	
		3歳児	172,920	165,100	161,850	207,520	198,130	194,220	
		1、2歳児	241,830	228,020	219,170	290,190	273,630	263,000	

		乳児	327,830	305,910	288,810	393,400	367,100	346,570
13人 ～19人		4歳以上児	111,500	106,300	103,100	133,800	127,560	123,720
		3歳児	119,990	114,050	109,990	144,000	136,860	131,990
		1、2歳児	188,900	176,970	167,310	226,680	212,370	200,770
		乳児	274,900	254,860	236,950	329,870	305,830	284,340
20人 ～30人		4歳以上児	99,160	98,070	94,910	119,000	117,690	113,900
		3歳児	107,660	105,830	101,810	129,200	127,000	122,170
		1、2歳児	176,560	168,760	159,130	211,870	202,500	190,950
		乳児	262,560	246,640	228,760	315,070	295,970	274,520
31人 ～40人		4歳以上児	79,620	77,160	74,370	95,540	92,600	89,250
		3歳児	88,110	84,920	81,260	105,730	101,900	97,510
		1、2歳児	157,010	147,840	138,580	188,420	177,400	166,290
		乳児	243,020	225,730	208,230	291,620	270,880	249,860
41人 ～50人		4歳以上児	76,620	74,310	71,830	91,950	89,190	86,200
		3歳児	85,120	82,070	78,720	102,150	98,480	94,470
		1、2歳児	154,030	145,000	136,040	184,830	174,000	163,250
		乳児	240,030	222,890	205,690	288,030	267,470	246,820
51人 ～60人		4歳以上児	67,240	65,050	62,890	80,700	78,070	75,460
		3歳児	75,750	72,810	69,770	90,890	87,370	83,730
		1、2歳児	144,640	135,730	127,100	173,570	162,880	152,510
		乳児	230,650	213,620	196,740	276,770	256,350	236,090
61人～		4歳以上児	60,640	58,530	56,290	72,760	70,230	67,560
		3歳児	69,140	66,270	63,180	82,960	79,530	75,820
		1、2歳児	138,030	129,190	120,500	165,640	155,040	144,600
		乳児	224,040	207,090	190,150	268,850	248,510	228,180

## (地域区分)

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市 富谷市 七ヶ浜町 大和町	6/100地域
	名取市 利府町 塩釜市 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つくば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市 土浦市 日立市 龍ヶ崎市 石岡市 稲敷市 阿見町	10/100地域
	古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 那珂市 坂東市 常総市 利根町 大洗町 五霞町 境町 河内町 東海村	6/100地域
筑西市 笠間市 鹿嶋市 結城市 常陸太田市 桜川市 下妻市 潮来市 城里町 茨城町 八千代町	3/100地域	
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市、野木町、さくら市	6/100地域
	鹿沼市 小山市 栃木市 真岡市 日光市 佐野市 芳賀町 壬生町 上三川町	3/100地域
群馬県	高崎市 明和町	6/100地域
	前橋市 太田市 渋川市 沼田市 桐生市 みどり市 伊勢崎市 東吾妻町 吉岡町 玉村町 大泉町 千代田町 板倉町 榛東村	3/100地域
埼玉県	和光市	16/100地域
	さいたま市 志木市 蕨市	15/100地域
	東松山市 朝霞市 狭山市 ふじみ野市	12/100地域
	鶴ヶ島市 新座市 富士見市 坂戸市 桶川市	10/100地域
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 羽生市 深谷市 北本市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 三芳町 鳩山町 杉戸町 滑川町 伊奈町 宮代町 松伏町 ときがわ町 川島町	6/100地域
熊谷市 日高市 毛呂山町 嵐山町 吉見町 越生町	3/100地域	
千葉県	印西市 袖ヶ浦市 我孫子市	16/100地域
	千葉市 成田市 習志野市	15/100地域
	船橋市 浦安市	12/100地域
	市川市 松戸市 富津市 四街道市 八千代市 佐倉市 市原市	10/100地域
	茂原市 柏市 白井市 野田市 東金市 流山市 鎌ヶ谷市 大網白里市 木更津市 君津市 香取市 酒々井町 栄町 白子町 長柄町 長南町	6/100地域
八街市 山武市 富里市 芝山町 九十九里町 大多喜町 鴨川市	3/100地域	
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 調布市 小平市 日野市	16/100地域
	国立市 福生市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 昭島市 青梅市 東村山市 小金井市 三鷹市	15/100地域
	立川市 東久留米市 東大和市	12/100地域
	あきる野市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
武蔵村山市 瑞穂町	3/100地域	
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	16/100地域
	鎌倉市 逗子市	15/100地域
	海老名市 相模原市 藤沢市 座間市 愛川町	12/100地域
	横須賀市 大和市 茅ヶ崎市 綾瀬市 平塚市 伊勢原市 小田原市 三浦市 寒川町 葉山町	10/100地域
	秦野市 二宮町 大磯町 山北町 大井町 中井町 清川村	6/100地域
箱根町	3/100地域	
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市 南砺市 立山町 上市町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 内灘町 津幡町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	南アルプス市 上野原市 北杜市 甲斐市 昭和田 中央市 早川町 市川三郷町 身延町 富士河口湖町 道志村 南部町	3/100地域
長野県	塩尻市	6/100地域
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市 大田市 上田市 岡谷市 茅野市 飯田市 長和町 下諏訪町 辰野町 木曾町 箕輪町 筑北村 朝日村 木祖村 南箕輪村 大鹿村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 海津市	6/100地域
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 高山市 本巣市 関市 羽島市 土岐市 神戸町 北方町 坂祝町 御嵩町 岐南町 笠松町 安八町 八百津町	3/100地域
静岡県	裾野市	15/100地域
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町	3/100地域

都道府県	市 町 村	級地
愛知 県	刈谷市 豊田市 日進市 名古屋市 豊明市	16/100地域 15/100地域
	西尾市 知多市 みよし市 知立市 清須市 長久手市 東郷町	10/100地域
	瀬戸市 碧南市 大府市 岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 愛西市 稲沢市 東海市 田原市 豊川市 尾張旭市 岩倉市 北名古屋市 あま市 高浜市 蒲郡市 幸田町 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村	6/100地域
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 常滑市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町	3/100地域
三 重 県	鈴鹿市 四日市市	12/100地域 10/100地域
	津市 桑名市 亀山市 木曾岬町 名張市 伊賀市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町 菟野町	6/100地域 3/100地域
滋 賀 県	大津市 草津市 栗東市	10/100地域
	守山市 彦根市 甲賀市 野洲市 長浜市 東近江市 湖南市 高島市 米原市 愛荘町 多賀町 竜王町 日野町	6/100地域 3/100地域
京 都 府	長岡京市	16/100地域
	京田辺市	12/100地域
	京都市 向日市 宇治市 亀岡市 木津川市 八幡市 城陽市 南丹市 精華町 久御山町 宇治田原町 和束町 笠置町 大山崎町	10/100地域 6/100地域
大 阪 府	井手町 南山城村	3/100地域
	大阪市 守口市 門真市 高槻市 高石市 池田市 大東市 大阪狭山市	16/100地域 15/100地域
	吹田市 寝屋川市 箕面市 豊中市 松原市 羽曳野市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市 摂津市 柏原市 交野市 藤井寺市 島本町	12/100地域 10/100地域
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 貝塚市 泉南市 阪南市 四條畷市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 豊能町 忠岡町 河南町 能勢町 千早赤阪村	6/100地域
兵 庫 県	芦屋市 西宮市 宝塚市	15/100地域
	神戸市	12/100地域
	尼崎市 伊丹市 三田市 川西市 高砂市	10/100地域
	明石市 赤穂市 篠山市 猪名川町 姫路市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 播磨町 稲美町	6/100地域 3/100地域
奈 良 県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 香芝市 御所市 生駒市 葛城市 王寺町 斑鳩町 平群町 三郷町 安堵町 上牧町 広陵町 河合町 桜井市 宇陀市 五條市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曾爾村 明日香村	6/100地域 3/100地域
和歌山 県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地域
鳥 取 県		
島 根 県		
岡 山 県	岡山市 備前市 玉野市	3/100地域
広 島 県	広島市 府中町	10/100地域
	廿日市市 三原市 東広島市 安芸高田市 竹原市 呉市 海田町 坂町 安芸太田町 世羅町 熊野町	3/100地域
山 口 県	周南市 岩国市	3/100地域
徳 島 県	徳島市 鳴門市 阿南市 小松島市 美馬市 藍住町 北島町 松茂町 勝浦町	3/100地域
香 川 県	高松市 坂出市 さぬき市 三木町 綾川町	6/100地域 3/100地域
愛 媛 県		
高 知 県		
福 岡 県	福岡市 春日市 福津市	10/100地域
	太宰府市 糸島市 大野城市 新宮町 粕屋町 那珂川町 志免町	6/100地域
	北九州市、筑紫野市 古賀市 宮若市 飯塚市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地域
佐 賀 県	佐賀市 吉野ヶ里町	6/100地域
	鳥栖市	3/100地域
長 崎 県	長崎市	3/100地域
熊 本 県		
大 分 県		
宮 崎 県		
鹿 児 島 県		
沖 縄 県		

※ 上記に記載のない市町村は「その他地域」

②処遇改善等加算Ⅰ

別紙２のとおりとする。

③処遇改善等加算Ⅱ

別紙３のとおりとする。

④延長保育加算（１事業当たり年額）

延長時間区分	定員 20 人以上	定員 19 人以下	
		保育士比率 100%	保育士比率 100%未満
30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
1 時間	1,533,000 円	1,231,000 円	1,231,000 円
2～3 時間	2,428,000 円	1,529,000 円	1,529,000 円
4～5 時間	5,069,000 円	3,906,000 円	3,906,000 円
6 時間以上	5,966,000 円	4,539,000 円	4,539,000 円

⑤夜間保育加算（１人当たり月額）

定員区分	年齢区分	基準額
6 ～ 12 人	3 歳以上児	47,950 円
	3 歳未満児	45,810 円
13 ～ 19 人	3 歳以上児	33,400 円
	3 歳未満児	31,260 円
20 ～ 30 人	3 歳以上児	24,260 円
	3 歳未満児	22,120 円
31 ～ 40 人	3 歳以上児	20,310 円
	3 歳未満児	18,170 円
41 ～ 50 人	3 歳以上児	17,940 円
	3 歳未満児	15,800 円
51 ～ 60 人	3 歳以上児	16,360 円
	3 歳未満児	14,220 円
61 人 ～	3 歳以上児	15,230 円
	3 歳未満児	13,090 円



⑥非正規労働者受入推進加算（1事業当たり月額）

非正規受入定員区分	基準額
1人	8,000円
2人	16,000円
3人	24,000円
4人	32,000円
5人	40,000円
6人	48,000円
7人	56,000円
8人	64,000円
9人	72,000円
10人以上	80,000円

⑦病児保育加算

ア 病児対応型（1事業当たり年額）

(7) 基本分 7,031,000円

(1) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
50人以上 100人未満	1,000,000円
100人以上 150人未満	1,500,000円
150人以上 200人未満	2,000,000円
200人以上 300人未満	3,000,000円
300人以上 400人未満	4,000,000円
400人以上 500人未満	5,000,000円
500人以上 600人未満	6,000,000円
600人以上 700人未満	7,000,000円
700人以上 800人未満	8,000,000円
800人以上 900人未満	9,000,000円
900人以上 1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上 1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上 1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上 1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上 1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上 1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上 1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上 1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上 1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上 1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上 2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上	20,900,000円

※ 2,000人以上の場合は別途協議

イ 病後児対応型（1事業当たり年額）

(7) 基本分 5,182,000 円

(イ) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
50人以上 100人未満	1,300,000 円
100人以上 150人未満	1,410,000 円
150人以上 200人未満	1,880,000 円
200人以上 300人未満	2,820,000 円
300人以上 400人未満	3,760,000 円
400人以上 500人未満	4,700,000 円
500人以上 600人未満	5,640,000 円
600人以上 700人未満	6,580,000 円
700人以上 800人未満	7,520,000 円
800人以上 900人未満	8,460,000 円
900人以上 1,000人未満	9,400,000 円
1,000人以上 1,100人未満	10,340,000 円
1,100人以上 1,200人未満	11,280,000 円
1,200人以上 1,300人未満	12,220,000 円
1,300人以上 1,400人未満	13,160,000 円
1,400人以上 1,500人未満	14,100,000 円
1,500人以上 1,600人未満	15,040,000 円
1,600人以上 1,700人未満	15,980,000 円
1,700人以上 1,800人未満	16,920,000 円
1,800人以上 1,900人未満	17,860,000 円
1,900人以上 2,000人未満	18,800,000 円
2,000人以上	19,646,000 円

※ 2,000人以上の場合は別途協議

ウ 体調不良児対応型（1事業当たり年額） 4,492,000 円

⑧預かりサービス加算

ア(7) 一般型(1事業当たり年額)

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000円
300人以上 900人未満	3,024,000円
900人以上 1,500人未満	3,240,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,680,000円
2,100人以上 2,700人未満	6,120,000円
2,700人以上 3,300人未満	7,560,000円
3,300人以上 3,900人未満	9,000,000円
3,900人以上 4,500人未満	10,440,000円
4,500人以上 5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上 5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上 6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上 6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上 7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上 8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上 8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上 9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上 9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上 10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上 11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上 11,700人未満	27,720,000円
11,700人以上 12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上 12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上 13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上 14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上 14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上 15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上 15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上 16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上 17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上 17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上 18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上 18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上 19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上 20,100人未満	47,880,000円

※ 20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,600円

イ 余裕活用型(児童1人当たり日額)

(7) 基本分 2,400円

(イ) 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,600円

⑨賃借料加算（1事業当たり年額）

定員区分	加算額
6 ～ 12 人	2,390,000 円
13 ～ 19 人	4,021,000 円
20 ～ 30 人	4,168,000 円
31 ～ 40 人	4,967,000 円
41 ～ 50 人	5,617,000 円
51 ～ 60 人	5,617,000 円
61 人 ～	5,794,000 円

⑩保育補助者雇上強化加算（1事業当たり年額） 2,309,000 円

⑪防犯・安全対策強化加算

ア 中小企業事業主（1事業当たり年額） 200,000 円

イ ア以外（1事業当たり年額） 100,000 円

⑫運営支援システム導入加算（中小企業事業主に限る。1事業当たり年額） 1,000,000 円

⑬連携推進加算（1事業当たり年額） 4,714,000 円

⑭改修支援加算（別紙6）

以下のア及びイの合計額と、建物の改修等に要した費用に3/4を乗じた額を比較していずれか少ない方の額に1/10を乗じた額

※ 事業実施年度から連続する10年間を限度として加算する。

ア 基本分

定員19名以下 15,000 千円

定員20名以上59名以下 24,000 千円

定員60名以上 45,000 千円

イ 加算分

児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備した場合 11,380 千円

⑮改修実施加算

ア 賃借料加算 「⑨賃借料加算」の定めに準じた額

※ 賃貸物件を改修等した場合において、改修工事の着工から完了までの期間の賃借料について、⑭改修支援加算の申請初年度に限り加算する。

イ 共同設置・共同利用連携加算 1,000 千円

※ 中小企業事業主が他の企業との共同背設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合に加算する。

※ ⑭改修支援加算の申請初年度に限り加算する。

⑩ 処遇改善等加算Ⅲ

別紙 8 のとおりとする。

⑪ 障害児保育加算

別紙 9 のとおりとする。

⑫ 医療的ケア児保育支援加算

別紙 10 のとおりとする。

## 処遇改善等加算 I について

### 1. 目的

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（以下「処遇改善等加算 I」という。）を行うもの。

### 2. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

### 3. 加算の認定

処遇改善等加算 I の認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

### 4. 加算に係る使途

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算 I に係る加算額については、1. の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。

### 5. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書（処遇改善等加算 I）及びキャリアパス要件届出書を企業主導型保育事業ポータル (<https://www.kigyounaihoiku.jp/>) の電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により、実施機関に提出するものとする。

### 6. 実施方法

(1) 実施機関は、5. の規定により「加算認定申請書（処遇改善等加算 I）」、「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I）」及び「キャリアパス要件届出書」（別紙 3 の処遇改善等加算 II を受ける場合を除く。）を提出させ加算の適用の可否を確認すること。なお、処遇改善等加算 II を受けていることをもって、キャリアパス要件に適合したものとする。

#### (2) 加算の要件

① 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

ア 基準年度（当該施設において最初に処遇改善等加算 I を取得した年度の前年度）の職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下、別紙 2 において同じ。）の賃金水準（退職手当を除く。基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

イ ②イにより算定される賃金改善見込額が②アにより算定される加算見込額以上であること。

② 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

ア 加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「8. 処遇改善等加算Ⅰ定員別加算額」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、開所したときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て。）

イ 賃金改善見込額

各施設において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善見込み額（別紙3の6.（2）⑪イ）を除く。）の総額

ウ 賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。

エ 賃金改善実施期間

4月から翌年3月まで（年度の途中に開所した施設については、開所したときから直近の3月まで）

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること。

- ③ ②アの平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- ④ ⑤アの加算実績額と⑤オの賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、その全額を実施機関へ返還すること。
- ⑤ 年度終了後速やかに、実施機関に対して以下の事項を含んだ「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を電子申請システムにより提出すること。

ア 加算実績額

当該年度における実際の利用児童数に応じた処遇改善等加算Ⅰの総額（実績）とする。

イ 賃金改善実施期間

ウ イの期間における次の事項

- a) 対象となる職員の総数
- b) 賃金改善を実施した職員数
- c) 職員に支給した賃金総額
- d) 職員一人当たりの賃金月額

エ 実施した賃金改善の方法

オ エの実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額（別紙3の6.（2）⑬オ）を除く。千円未満の端数は切り捨て）

次のa) からb) を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

- a) 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額（別紙3の6.（2）⑬オ）を除く。）
- b) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

カ アの加算実績額とオの賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）

キ 職員1人当たりの賃金改善額

- ⑥ 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）とすること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設の実情に応じて決定するものとする。
- ⑦ 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。
- ⑧ 複数の施設の助成決定を受けた事業実施者である場合は、⑤アの加算実績額の合計額の範囲で、同一事業実施者が設置した複数の施設間で配分を行うことができること。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設の加算実績額により、実績報告書を作成することとする。その際、施設ごとの内訳表を添付すること。
- ⑨ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。
- ⑩ 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設の実情に応じた方法によるものとする。
- ⑪ 次のア及びイのいずれにも適合していること。なお、実施機関に「キャリアパス要件届出書」を提出すること又は別紙3の処遇改善等加算Ⅱを受けていることをもってキャリアパス要件に適合したものとする。

ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a) 施設職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b) a) に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- c) a) 及び b) の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設職員に周知していること。

イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a) 施設職員の職務内容等を踏まえ、施設職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の i) 及び ii) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保するよう努めること。
  - i) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設職員の能力評価を行うこと。
  - ii) 保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- b) a) について、全ての施設職員に周知していること。

## 7. 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。



8. 処遇改善等加算 I 定員別加算額

(1日11時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,340	4,090	4,020	5,210	4,900	4,820
		3歳児	4,550	4,300	4,200	5,460	5,160	5,040
		1、2歳児	6,270	5,780	5,490	7,520	6,930	6,580
		乳児	8,690	7,900	7,320	10,420	9,480	8,780
	13人 ～19人	4歳以上児	2,900	2,720	2,640	3,480	3,270	3,160
		3歳児	3,120	2,930	2,820	3,740	3,520	3,380
		1、2歳児	4,830	4,420	4,110	5,790	5,300	4,930
		乳児	7,250	6,540	5,940	8,700	7,840	7,120
	20人 ～30人	4歳以上児	2,660	2,600	2,490	3,190	3,120	2,980
		3歳児	2,870	2,810	2,670	3,440	3,370	3,200
		1、2歳児	4,590	4,300	3,960	5,500	5,160	4,750
		乳児	7,000	6,420	5,790	8,400	7,700	6,940
	31人 ～40人	4歳以上児	2,110	2,030	1,950	2,520	2,430	2,340
		3歳児	2,320	2,240	2,130	2,780	2,680	2,550
		1、2歳児	4,030	3,720	3,420	4,840	4,460	4,100
		乳児	6,450	5,840	5,250	7,740	7,000	6,300
	41人 ～50人	4歳以上児	2,010	1,930	1,860	2,410	2,320	2,230
		3歳児	2,230	2,150	2,040	2,670	2,570	2,440
		1、2歳児	3,940	3,630	3,330	4,730	4,360	3,990
		乳児	6,360	5,750	5,160	7,620	6,900	6,190
	51人 ～60人	4歳以上児	1,770	1,690	1,620	2,120	2,030	1,940
		3歳児	1,980	1,900	1,800	2,380	2,280	2,160
		1、2歳児	3,700	3,390	3,090	4,430	4,070	3,700
		乳児	6,120	5,510	4,920	7,340	6,610	5,900
	61人～	4歳以上児	1,590	1,510	1,440	1,900	1,810	1,720
		3歳児	1,800	1,720	1,620	2,160	2,070	1,940
		1、2歳児	3,510	3,210	2,910	4,220	3,840	3,490
		乳児	5,930	5,330	4,740	7,110	6,390	5,680
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,220	3,990	3,960	5,050	4,790	4,750
		3歳児	4,430	4,180	4,140	5,320	5,000	4,960
		1、2歳児	6,080	5,630	5,400	7,300	6,750	6,480
		乳児	8,410	7,720	7,200	10,090	9,270	8,640
	13人 ～19人	4歳以上児	2,840	2,660	2,580	3,400	3,190	3,090
		3歳児	3,060	2,840	2,760	3,670	3,410	3,310
		1、2歳児	4,710	4,300	4,020	5,650	5,160	4,820

		乳児	7,030	6,390	5,820	8,440	7,660	6,980
	20人 ～30人	4歳以上児	2,570	2,510	2,430	3,080	3,000	2,910
		3歳児	2,780	2,690	2,610	3,330	3,230	3,130
		1、2歳児	4,430	4,150	3,870	5,320	4,970	4,640
		乳児	6,760	6,240	5,670	8,100	7,480	6,800
	31人 ～40人	4歳以上児	2,050	1,960	1,890	2,450	2,360	2,260
		3歳児	2,260	2,150	2,070	2,710	2,570	2,480
		1、2歳児	3,910	3,600	3,330	4,690	4,320	3,990
		乳児	6,240	5,690	5,130	7,480	6,820	6,150
	41人 ～50人	4歳以上児	1,950	1,870	1,830	2,340	2,250	2,190
		3歳児	2,170	2,060	2,010	2,600	2,460	2,410
		1、2歳児	3,820	3,510	3,270	4,590	4,210	3,920
		乳児	6,150	5,600	5,070	7,370	6,720	6,080
	51人 ～60人	4歳以上児	1,710	1,630	1,560	2,050	1,950	1,870
		3歳児	1,920	1,810	1,740	2,300	2,180	2,080
		1、2歳児	3,580	3,270	3,000	4,290	3,910	3,600
		乳児	5,900	5,360	4,800	7,070	6,430	5,760
	61人～	4歳以上児	1,530	1,450	1,410	1,830	1,730	1,690
		3歳児	1,740	1,630	1,590	2,090	1,950	1,900
		1、2歳児	3,390	3,090	2,850	4,060	3,700	3,420
乳児		5,720	5,180	4,650	6,860	6,210	5,580	
15/100 地域	6人～12人	4歳以上児	4,220	3,990	3,930	5,050	4,790	4,710
		3歳児	4,430	4,180	4,080	5,320	5,000	4,890
		1、2歳児	6,050	5,630	5,340	7,260	6,750	6,400
		乳児	8,380	7,690	7,140	10,050	9,230	8,560
	13人 ～19人	4歳以上児	2,810	2,660	2,580	3,370	3,190	3,090
		3歳児	3,020	2,840	2,730	3,630	3,410	3,270
		1、2歳児	4,650	4,300	3,990	5,570	5,160	4,780
		乳児	6,970	6,360	5,790	8,360	7,630	6,940
	20人 ～30人	4歳以上児	2,530	2,510	2,430	3,030	3,000	2,910
		3歳児	2,750	2,690	2,580	3,300	3,230	3,090
		1、2歳児	4,370	4,150	3,840	5,240	4,970	4,600
		乳児	6,700	6,210	5,640	8,030	7,450	6,760
	31人 ～40人	4歳以上児	2,010	1,960	1,860	2,410	2,360	2,230
		3歳児	2,230	2,150	2,010	2,670	2,570	2,410
		1、2歳児	3,850	3,600	3,270	4,620	4,320	3,920
		乳児	6,180	5,660	5,070	7,410	6,790	6,080
	41人 ～50人	4歳以上児	1,950	1,870	1,800	2,340	2,250	2,160
		3歳児	2,170	2,060	1,950	2,600	2,460	2,340
		1、2歳児	3,790	3,510	3,210	4,540	4,210	3,850
		乳児	6,120	5,570	5,010	7,340	6,680	6,010

	51人 ～60人	4歳以上児	1,680	1,630	1,560	2,010	1,950	1,870
		3歳児	1,890	1,810	1,710	2,270	2,180	2,050
		1、2歳児	3,510	3,270	2,970	4,220	3,910	3,560
		乳児	5,840	5,330	4,770	7,000	6,390	5,720
	61人～	4歳以上児	1,530	1,450	1,380	1,830	1,730	1,650
		3歳児	1,740	1,630	1,530	2,090	1,950	1,830
		1、2歳児	3,360	3,090	2,790	4,030	3,700	3,340
		乳児	5,690	5,150	4,590	6,820	6,180	5,500
12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,130	3,900	3,870	4,950	4,680	4,640
		3歳児	4,340	4,090	4,020	5,210	4,900	4,820
		1、2歳児	5,930	5,510	5,280	7,110	6,610	6,330
		乳児	8,200	7,510	7,050	9,830	9,000	8,460
	13人 ～19人	4歳以上児	2,750	2,600	2,520	3,300	3,120	3,020
		3歳児	2,960	2,780	2,670	3,550	3,340	3,200
		1、2歳児	4,550	4,210	3,930	5,460	5,050	4,710
		乳児	6,820	6,210	5,700	8,180	7,450	6,840
	20人 ～30人	4歳以上児	2,500	2,450	2,370	3,000	2,930	2,840
		3歳児	2,720	2,630	2,520	3,260	3,160	3,020
		1、2歳児	4,310	4,060	3,780	5,170	4,860	4,530
		乳児	6,570	6,060	5,550	7,890	7,270	6,660
	31人 ～40人	4歳以上児	1,980	1,900	1,830	2,380	2,280	2,190
		3歳児	2,200	2,090	1,980	2,640	2,500	2,370
		1、2歳児	3,790	3,510	3,240	4,540	4,210	3,880
		乳児	6,050	5,510	5,010	7,260	6,610	6,010
	41人 ～50人	4歳以上児	1,890	1,840	1,770	2,270	2,210	2,120
		3歳児	2,110	2,030	1,920	2,520	2,430	2,300
		1、2歳児	3,700	3,450	3,180	4,430	4,140	3,810
		乳児	5,960	5,450	4,950	7,160	6,540	5,940
	51人 ～60人	4歳以上児	1,650	1,600	1,530	1,970	1,910	1,830
		3歳児	1,860	1,780	1,680	2,230	2,140	2,010
		1、2歳児	3,450	3,210	2,940	4,140	3,840	3,520
		乳児	5,720	5,210	4,710	6,860	6,250	5,650
	61人～	4歳以上児	1,490	1,420	1,350	1,790	1,700	1,620
		3歳児	1,710	1,600	1,500	2,050	1,910	1,800
		1、2歳児	3,300	3,030	2,760	3,950	3,630	3,310
		乳児	5,560	5,020	4,530	6,680	6,020	5,430
10/100地域	6人～12人	4歳以上児	4,060	3,870	3,810	4,870	4,640	4,570
		3歳児	4,280	4,060	3,960	5,140	4,860	4,750
		1、2歳児	5,840	5,450	5,190	7,000	6,540	6,220
		乳児	8,070	7,450	6,960	9,690	8,930	8,350
		4歳以上児	2,720	2,570	2,490	3,260	3,090	2,980

	13人 ～19人	3歳児	2,930	2,750	2,640	3,510	3,300	3,160
		1、2歳児	4,490	4,150	3,870	5,390	4,970	4,640
		乳児	6,730	6,150	5,640	8,070	7,370	6,760
	20人 ～30人	4歳以上児	2,440	2,420	2,340	2,930	2,900	2,800
		3歳児	2,660	2,600	2,490	3,190	3,120	2,980
		1、2歳児	4,220	3,990	3,720	5,050	4,790	4,460
		乳児	6,450	5,990	5,490	7,740	7,190	6,580
	31人 ～40人	4歳以上児	1,950	1,870	1,800	2,340	2,250	2,160
		3歳児	2,170	2,060	1,950	2,600	2,460	2,340
		1、2歳児	3,730	3,450	3,180	4,470	4,140	3,810
		乳児	5,960	5,450	4,950	7,160	6,540	5,940
	41人 ～50人	4歳以上児	1,860	1,810	1,740	2,230	2,180	2,080
		3歳児	2,080	1,990	1,890	2,480	2,390	2,260
		1、2歳児	3,640	3,390	3,120	4,360	4,070	3,740
		乳児	5,870	5,390	4,890	7,040	6,460	5,860
	51人 ～60人	4歳以上児	1,620	1,570	1,500	1,930	1,880	1,800
		3歳児	1,830	1,750	1,650	2,200	2,100	1,980
		1、2歳児	3,390	3,150	2,880	4,060	3,770	3,450
		乳児	5,630	5,150	4,650	6,750	6,180	5,580
	61人～	4歳以上児	1,460	1,390	1,350	1,750	1,660	1,620
		3歳児	1,680	1,570	1,500	2,010	1,880	1,800
		1、2歳児	3,240	2,960	2,730	3,880	3,550	3,270
		乳児	5,470	4,960	4,500	6,560	5,950	5,400
	6/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	3,970	3,780	3,720	4,770	4,540
3歳児			4,190	3,960	3,870	5,020	4,750	4,640
1、2歳児			5,690	5,330	5,070	6,820	6,390	6,080
乳児			7,860	7,270	6,780	9,430	8,720	8,130
13人 ～19人		4歳以上児	2,660	2,510	2,430	3,190	3,000	2,910
		3歳児	2,870	2,690	2,580	3,440	3,230	3,090
		1、2歳児	4,370	4,060	3,780	5,240	4,860	4,530
		乳児	6,540	5,990	5,490	7,850	7,190	6,580
20人 ～30人		4歳以上児	2,380	2,330	2,280	2,850	2,790	2,730
		3歳児	2,600	2,510	2,430	3,120	3,000	2,910
		1、2歳児	4,100	3,870	3,630	4,910	4,640	4,350
		乳児	6,270	5,810	5,340	7,520	6,970	6,400
31人 ～40人		4歳以上児	1,890	1,810	1,740	2,270	2,180	2,080
		3歳児	2,110	1,990	1,890	2,520	2,390	2,260
		1、2歳児	3,610	3,360	3,090	4,320	4,020	3,700
		乳児	5,780	5,300	4,800	6,930	6,360	5,760
41人 ～50人		4歳以上児	1,800	1,750	1,680	2,160	2,100	2,010
		3歳児	2,010	1,930	1,830	2,410	2,320	2,190

		1、2歳児	3,510	3,300	3,030	4,220	3,950	3,630	
		乳児	5,690	5,240	4,740	6,820	6,280	5,680	
	51人 ～60人	4歳以上児	1,590	1,510	1,470	1,900	1,810	1,760	
		3歳児	1,800	1,690	1,620	2,160	2,030	1,940	
		1、2歳児	3,300	3,060	2,820	3,950	3,660	3,380	
		乳児	5,470	4,990	4,530	6,560	5,990	5,430	
	61人～	4歳以上児	1,400	1,360	1,290	1,680	1,630	1,540	
		3歳児	1,620	1,540	1,440	1,930	1,840	1,720	
		1、2歳児	3,120	2,900	2,640	3,740	3,480	3,160	
		乳児	5,290	4,840	4,350	6,340	5,810	5,220	
	3/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	3,880	3,720	3,660	4,660	4,460	4,390
			3歳児	4,060	3,900	3,810	4,870	4,680	4,570
			1、2歳児	5,560	5,240	5,010	6,680	6,280	6,010
			乳児	7,650	7,120	6,690	9,180	8,540	8,020
		13人 ～19人	4歳以上児	2,600	2,480	2,400	3,120	2,970	2,880
			3歳児	2,780	2,660	2,550	3,330	3,190	3,060
1、2歳児			4,280	3,990	3,750	5,140	4,790	4,500	
乳児			6,360	5,870	5,430	7,620	7,040	6,510	
20人 ～30人		4歳以上児	2,320	2,300	2,220	2,780	2,750	2,660	
		3歳児	2,500	2,480	2,370	3,000	2,970	2,840	
		1、2歳児	4,000	3,810	3,570	4,800	4,570	4,280	
		乳児	6,080	5,690	5,250	7,300	6,820	6,300	
31人 ～40人		4歳以上児	1,830	1,780	1,710	2,200	2,140	2,050	
		3歳児	2,010	1,960	1,860	2,410	2,360	2,230	
		1、2歳児	3,510	3,300	3,060	4,220	3,950	3,670	
		乳児	5,590	5,180	4,740	6,710	6,210	5,680	
41人 ～50人	4歳以上児	1,770	1,720	1,650	2,120	2,070	1,980		
	3歳児	1,950	1,900	1,800	2,340	2,280	2,160		
	1、2歳児	3,450	3,240	3,000	4,140	3,880	3,600		
	乳児	5,530	5,120	4,680	6,640	6,140	5,610		
51人 ～60人	4歳以上児	1,530	1,480	1,440	1,830	1,770	1,720		
	3歳児	1,710	1,660	1,590	2,050	1,990	1,900		
	1、2歳児	3,210	2,990	2,790	3,850	3,590	3,340		
	乳児	5,290	4,870	4,470	6,340	5,840	5,360		
61人～	4歳以上児	1,370	1,330	1,260	1,650	1,590	1,510		
	3歳児	1,560	1,510	1,410	1,860	1,810	1,690		
	1、2歳児	3,060	2,840	2,610	3,670	3,410	3,130		
	乳児	5,140	4,720	4,290	6,160	5,660	5,140		
その他地域	6人 ～12人	4歳以上児	3,820	3,660	3,600	4,590	4,390	4,320	
		3歳児	4,000	3,840	3,750	4,800	4,610	4,500	
		1、2歳児	5,440	5,120	4,920	6,520	6,140	5,900	

		乳児	7,490	6,990	6,570	8,990	8,390	7,880
13人 ～19人		4歳以上児	2,570	2,420	2,370	3,080	2,900	2,840
		3歳児	2,750	2,600	2,520	3,300	3,120	3,020
		1、2歳児	4,190	3,870	3,690	5,020	4,640	4,420
		乳児	6,240	5,750	5,340	7,480	6,900	6,400
20人 ～30人		4歳以上児	2,260	2,240	2,160	2,710	2,680	2,590
		3歳児	2,440	2,420	2,310	2,930	2,900	2,770
		1、2歳児	3,880	3,690	3,480	4,660	4,430	4,170
		乳児	5,930	5,570	5,130	7,110	6,680	6,150
31人 ～40人		4歳以上児	1,800	1,720	1,680	2,160	2,070	2,010
		3歳児	1,980	1,900	1,830	2,380	2,280	2,190
		1、2歳児	3,420	3,180	3,000	4,110	3,810	3,600
		乳児	5,470	5,060	4,650	6,560	6,070	5,580
41人 ～50人		4歳以上児	1,710	1,660	1,620	2,050	1,990	1,940
		3歳児	1,890	1,840	1,770	2,270	2,210	2,120
		1、2歳児	3,330	3,120	2,940	3,990	3,730	3,520
		乳児	5,380	4,990	4,590	6,450	5,990	5,500
51人 ～60人		4歳以上児	1,490	1,450	1,410	1,790	1,730	1,690
		3歳児	1,680	1,630	1,560	2,010	1,950	1,870
		1、2歳児	3,120	2,900	2,730	3,740	3,480	3,270
		乳児	5,170	4,780	4,380	6,200	5,730	5,250
61人～		4歳以上児	1,340	1,300	1,230	1,610	1,550	1,470
		3歳児	1,530	1,480	1,380	1,830	1,770	1,650
		1、2歳児	2,960	2,750	2,550	3,550	3,300	3,060
		乳児	5,010	4,630	4,200	6,010	5,550	5,040

(1日13時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	5,130	4,820	4,750	6,150	5,780	5,700
		3歳児	5,380	5,080	4,960	6,450	6,090	5,950
		1、2歳児	7,400	6,830	6,480	8,880	8,200	7,770
		乳児	10,260	9,340	8,650	12,310	11,210	10,380
	13人 ～19人	4歳以上児	3,420	3,220	3,120	4,110	3,850	3,740
		3歳児	3,680	3,460	3,330	4,410	4,150	3,990
		1、2歳児	5,710	5,220	4,850	6,850	6,260	5,820
		乳児	8,560	7,720	7,020	10,280	9,270	8,420
	20人 ～30人	4歳以上児	3,140	3,070	2,940	3,760	3,670	3,520
		3歳児	3,390	3,320	3,150	4,060	3,970	3,780
		1、2歳児	5,410	5,080	4,680	6,490	6,090	5,610
		乳児	8,270	7,580	6,840	9,920	9,100	8,200
	31人 ～40人	4歳以上児	2,480	2,390	2,300	2,970	2,860	2,760
		3歳児	2,740	2,640	2,510	3,280	3,170	3,010
		1、2歳児	4,770	4,400	4,040	5,720	5,280	4,840
		乳児	7,620	6,900	6,200	9,140	8,280	7,440
	41人 ～50人	4歳以上児	2,380	2,280	2,190	2,850	2,730	2,620
		3歳児	2,630	2,530	2,410	3,150	3,040	2,890
		1、2歳児	4,660	4,290	3,930	5,580	5,150	4,710
		乳児	7,510	6,790	6,090	9,010	8,150	7,300
	51人 ～60人	4歳以上児	2,090	1,990	1,910	2,500	2,390	2,290
		3歳児	2,340	2,250	2,120	2,810	2,690	2,540
		1、2歳児	4,370	4,000	3,650	5,240	4,800	4,380
		乳児	7,230	6,510	5,810	8,670	7,810	6,970
	61人～	4歳以上児	1,870	1,780	1,700	2,240	2,140	2,040
		3歳児	2,130	2,040	1,910	2,550	2,440	2,290
		1、2歳児	4,150	3,780	3,430	4,970	4,540	4,110
		乳児	7,000	6,300	5,600	8,400	7,550	6,720
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,980	4,720	4,680	5,970	5,660	5,610
		3歳児	5,240	4,930	4,890	6,280	5,910	5,860
		1、2歳児	7,190	6,650	6,380	8,620	7,970	7,650
		乳児	9,940	9,130	8,500	11,930	10,940	10,200
	13人 ～19人	4歳以上児	3,350	3,150	3,040	4,010	3,770	3,640
		3歳児	3,610	3,360	3,260	4,320	4,020	3,910
		1、2歳児	5,560	5,080	4,750	6,680	6,090	5,700
		乳児	8,310	7,550	6,870	9,970	9,050	8,240

	20人 ～30人	4歳以上児	3,020	2,960	2,870	3,630	3,550	3,440
		3歳児	3,280	3,180	3,080	3,930	3,810	3,690
		1、2歳児	5,240	4,890	4,570	6,280	5,870	5,480
		乳児	7,980	7,370	6,700	9,570	8,840	8,040
	31人 ～40人	4歳以上児	2,410	2,320	2,230	2,890	2,780	2,670
		3歳児	2,670	2,530	2,440	3,200	3,040	2,920
		1、2歳児	4,620	4,250	3,930	5,530	5,100	4,710
		乳児	7,370	6,720	6,060	8,840	8,060	7,270
	41人 ～50人	4歳以上児	2,300	2,210	2,160	2,760	2,640	2,590
		3歳児	2,560	2,430	2,370	3,070	2,910	2,840
		1、2歳児	4,510	4,150	3,860	5,410	4,970	4,630
		乳児	7,260	6,610	5,990	8,710	7,930	7,180
	51人 ～60人	4歳以上児	2,010	1,920	1,840	2,410	2,310	2,200
		3歳児	2,270	2,140	2,050	2,720	2,560	2,460
		1、2歳児	4,220	3,850	3,540	5,050	4,620	4,240
		乳児	6,970	6,330	5,670	8,360	7,590	6,800
	61人～	4歳以上児	1,800	1,710	1,660	2,160	2,060	1,990
		3歳児	2,060	1,920	1,870	2,460	2,310	2,240
		1、2歳児	4,000	3,640	3,360	4,800	4,370	4,030
		乳児	6,760	6,120	5,490	8,100	7,340	6,580
15/100地域	6人～12人	4歳以上児	4,980	4,720	4,640	5,970	5,660	5,560
		3歳児	5,240	4,930	4,820	6,280	5,910	5,780
		1、2歳児	7,160	6,650	6,310	8,580	7,970	7,570
		乳児	9,900	9,090	8,430	11,880	10,900	10,110
	13人 ～19人	4歳以上児	3,320	3,150	3,040	3,980	3,770	3,640
		3歳児	3,580	3,360	3,220	4,290	4,020	3,860
		1、2歳児	5,480	5,080	4,710	6,570	6,090	5,650
		乳児	8,240	7,510	6,840	9,880	9,000	8,200
	20人 ～30人	4歳以上児	2,990	2,960	2,870	3,590	3,550	3,440
		3歳児	3,250	3,180	3,040	3,890	3,810	3,640
		1、2歳児	5,170	4,890	4,530	6,200	5,870	5,430
		乳児	7,910	7,330	6,660	9,490	8,790	7,990
	31人 ～40人	4歳以上児	2,380	2,320	2,190	2,850	2,780	2,620
		3歳児	2,630	2,530	2,370	3,150	3,040	2,840
		1、2歳児	4,540	4,250	3,860	5,450	5,100	4,630
		乳児	7,300	6,690	5,990	8,760	8,020	7,180
	41人 ～50人	4歳以上児	2,300	2,210	2,120	2,760	2,640	2,540
		3歳児	2,560	2,430	2,300	3,070	2,910	2,760
		1、2歳児	4,470	4,150	3,790	5,360	4,970	4,540
		乳児	7,230	6,580	5,920	8,670	7,890	7,100
		4歳以上児	1,980	1,920	1,840	2,380	2,310	2,200



	51人 ～60人	3歳児	2,230	2,140	2,020	2,670	2,560	2,420
		1、2歳児	4,150	3,850	3,510	4,970	4,620	4,210
		乳児	6,900	6,300	5,630	8,280	7,550	6,750
	61人～	4歳以上児	1,800	1,710	1,630	2,160	2,060	1,950
		3歳児	2,060	1,920	1,800	2,460	2,310	2,160
		1、2歳児	3,970	3,640	3,290	4,770	4,370	3,940
		乳児	6,720	6,080	5,420	8,050	7,290	6,500
	12/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,870	4,610	4,570	5,840	5,530
3歳児			5,130	4,820	4,750	6,150	5,780	5,700
1、2歳児			7,000	6,510	6,240	8,400	7,810	7,480
乳児			9,690	8,870	8,330	11,620	10,640	9,990
13人 ～19人		4歳以上児	3,250	3,070	2,970	3,890	3,670	3,560
		3歳児	3,490	3,290	3,150	4,190	3,940	3,780
		1、2歳児	5,380	4,960	4,640	6,450	5,950	5,560
		乳児	8,050	7,330	6,730	9,660	8,790	8,070
20人 ～30人		4歳以上児	2,950	2,890	2,800	3,540	3,470	3,360
		3歳児	3,210	3,110	2,970	3,850	3,720	3,560
		1、2歳児	5,080	4,790	4,460	6,090	5,750	5,350
		乳児	7,770	7,160	6,550	9,320	8,580	7,860
31人 ～40人		4歳以上児	2,340	2,250	2,160	2,810	2,690	2,590
		3歳児	2,600	2,460	2,340	3,120	2,940	2,800
		1、2歳児	4,470	4,150	3,820	5,360	4,970	4,580
		乳児	7,160	6,510	5,920	8,580	7,810	7,100
41人 ～50人		4歳以上児	2,230	2,180	2,090	2,670	2,610	2,500
		3歳児	2,480	2,390	2,260	2,970	2,860	2,710
		1、2歳児	4,370	4,080	3,750	5,240	4,880	4,500
		乳児	7,040	6,440	5,850	8,450	7,720	7,020
51人 ～60人		4歳以上児	1,940	1,880	1,800	2,330	2,260	2,160
		3歳児	2,200	2,110	1,980	2,640	2,520	2,370
		1、2歳児	4,080	3,780	3,470	4,890	4,540	4,160
		乳児	6,760	6,150	5,560	8,100	7,370	6,670
61人～	4歳以上児	1,760	1,670	1,590	2,110	2,000	1,900	
	3歳児	2,010	1,880	1,770	2,410	2,260	2,120	
	1、2歳児	3,890	3,570	3,260	4,670	4,280	3,910	
	乳児	6,570	5,930	5,350	7,890	7,120	6,420	
10/100地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,800	4,570	4,500	5,760	5,480	5,400
		3歳児	5,050	4,790	4,680	6,060	5,750	5,610
		1、2歳児	6,900	6,440	6,130	8,280	7,720	7,350
		乳児	9,540	8,800	8,220	11,450	10,560	9,860
	13人 ～19人	4歳以上児	3,210	3,040	2,940	3,850	3,640	3,520
		3歳児	3,460	3,250	3,120	4,160	3,890	3,740

		1、2歳児	5,310	4,890	4,570	6,370	5,870	5,480
		乳児	7,950	7,260	6,660	9,540	8,700	7,990
	20人 ～30人	4歳以上児	2,880	2,850	2,760	3,450	3,420	3,310
		3歳児	3,140	3,070	2,940	3,760	3,670	3,520
		1、2歳児	4,980	4,720	4,390	5,970	5,660	5,260
		乳児	7,620	7,090	6,480	9,140	8,500	7,770
	31人 ～40人	4歳以上児	2,300	2,210	2,120	2,760	2,640	2,540
		3歳児	2,560	2,430	2,300	3,070	2,910	2,760
		1、2歳児	4,400	4,080	3,750	5,280	4,880	4,500
		乳児	7,040	6,440	5,850	8,450	7,720	7,020
	41人 ～50人	4歳以上児	2,200	2,140	2,050	2,640	2,560	2,460
		3歳児	2,450	2,360	2,230	2,940	2,820	2,670
		1、2歳児	4,290	4,000	3,680	5,150	4,800	4,410
		乳児	6,930	6,370	5,770	8,320	7,640	6,920
	51人 ～60人	4歳以上児	1,900	1,850	1,770	2,280	2,220	2,120
		3歳児	2,160	2,070	1,950	2,590	2,480	2,340
		1、2歳児	4,000	3,710	3,400	4,800	4,450	4,080
		乳児	6,650	6,080	5,490	7,970	7,290	6,580
	61人～	4歳以上児	1,730	1,640	1,590	2,080	1,960	1,900
		3歳児	1,980	1,850	1,770	2,380	2,220	2,120
1、2歳児		3,820	3,500	3,220	4,590	4,200	3,860	
乳児		6,460	5,860	5,310	7,750	7,030	6,370	
6/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,690	4,470	4,390	5,630	5,360	5,260
		3歳児	4,940	4,680	4,570	5,930	5,610	5,480
		1、2歳児	6,720	6,300	5,990	8,050	7,550	7,180
		乳児	9,290	8,580	8,010	11,140	10,300	9,610
	13人 ～19人	4歳以上児	3,140	2,960	2,870	3,760	3,550	3,440
		3歳児	3,390	3,180	3,040	4,060	3,810	3,640
		1、2歳児	5,170	4,790	4,460	6,200	5,750	5,350
		乳児	7,730	7,090	6,480	9,270	8,500	7,770
	20人 ～30人	4歳以上児	2,810	2,750	2,690	3,370	3,300	3,220
		3歳児	3,070	2,960	2,870	3,680	3,550	3,440
		1、2歳児	4,840	4,570	4,290	5,810	5,480	5,140
		乳児	7,400	6,860	6,310	8,880	8,240	7,570
	31人 ～40人	4歳以上児	2,230	2,140	2,050	2,670	2,560	2,460
		3歳児	2,480	2,360	2,230	2,970	2,820	2,670
		1、2歳児	4,260	3,960	3,650	5,110	4,750	4,380
		乳児	6,830	6,260	5,670	8,200	7,510	6,800
	41人 ～50人	4歳以上児	2,130	2,070	1,980	2,550	2,480	2,370
		3歳児	2,380	2,280	2,160	2,850	2,730	2,590
		1、2歳児	4,150	3,890	3,580	4,970	4,670	4,290

	51人 ～60人	乳児	6,720	6,190	5,600	8,050	7,420	6,720
		4歳以上児	1,870	1,780	1,730	2,240	2,140	2,070
		3歳児	2,130	1,990	1,910	2,550	2,390	2,290
		1、2歳児	3,890	3,610	3,330	4,670	4,330	3,990
	61人～	乳児	6,460	5,900	5,350	7,750	7,090	6,420
		4歳以上児	1,660	1,600	1,520	1,980	1,910	1,820
		3歳児	1,900	1,810	1,700	2,280	2,180	2,040
		1、2歳児	3,680	3,430	3,120	4,410	4,120	3,740
3/100地域	6人～12人	乳児	6,250	5,720	5,140	7,490	6,860	6,160
		4歳以上児	4,590	4,400	4,320	5,500	5,280	5,180
		3歳児	4,800	4,610	4,500	5,760	5,530	5,400
		1、2歳児	6,570	6,190	5,920	7,890	7,420	7,100
	13人～19人	乳児	9,030	8,410	7,900	10,840	10,080	9,480
		4歳以上児	3,070	2,920	2,830	3,680	3,510	3,390
		3歳児	3,280	3,150	3,010	3,930	3,770	3,610
		1、2歳児	5,050	4,720	4,430	6,060	5,660	5,310
	20人～30人	乳児	7,510	6,930	6,410	9,010	8,320	7,690
		4歳以上児	2,740	2,710	2,620	3,280	3,250	3,140
		3歳児	2,950	2,920	2,800	3,540	3,510	3,360
		1、2歳児	4,730	4,500	4,210	5,670	5,400	5,050
	31人～40人	乳児	7,190	6,720	6,200	8,620	8,060	7,440
		4歳以上児	2,160	2,110	2,020	2,590	2,520	2,420
		3歳児	2,380	2,320	2,190	2,850	2,780	2,620
		1、2歳児	4,150	3,890	3,610	4,970	4,670	4,330
	41人～50人	乳児	6,600	6,120	5,600	7,920	7,340	6,720
		4歳以上児	2,090	2,040	1,950	2,500	2,440	2,340
		3歳児	2,300	2,250	2,120	2,760	2,690	2,540
		1、2歳児	4,080	3,820	3,540	4,890	4,580	4,240
	51人～60人	乳児	6,530	6,040	5,530	7,840	7,250	6,630
		4歳以上児	1,800	1,740	1,700	2,160	2,090	2,040
		3歳児	2,010	1,960	1,870	2,410	2,360	2,240
		1、2歳児	3,790	3,540	3,290	4,540	4,250	3,940
61人～	乳児	6,250	5,750	5,280	7,490	6,900	6,330	
	4歳以上児	1,620	1,570	1,480	1,930	1,880	1,770	
	3歳児	1,830	1,780	1,660	2,200	2,140	1,990	
	1、2歳児	3,610	3,360	3,080	4,320	4,020	3,690	
その他地域	6人～12人	乳児	6,060	5,580	5,070	7,280	6,690	6,080
		4歳以上児	4,510	4,330	4,250	5,410	5,190	5,100
		3歳児	4,730	4,540	4,430	5,670	5,450	5,310
		1、2歳児	6,430	6,040	5,810	7,720	7,250	6,970
		乳児	8,850	8,270	7,760	10,610	9,910	9,310

	13 人 ~19 人	4 歳以上児	3,020	2,850	2,800	3,630	3,420	3,360
		3 歳児	3,250	3,070	2,970	3,890	3,670	3,560
		1、2 歳児	4,940	4,570	4,360	5,930	5,480	5,230
		乳児	7,370	6,790	6,310	8,840	8,150	7,570
	20 人 ~30 人	4 歳以上児	2,670	2,640	2,550	3,200	3,170	3,060
		3 歳児	2,880	2,850	2,730	3,450	3,420	3,270
		1、2 歳児	4,590	4,360	4,110	5,500	5,230	4,930
		乳児	7,000	6,580	6,060	8,400	7,890	7,270
	31 人 ~40 人	4 歳以上児	2,130	2,040	1,980	2,550	2,440	2,370
		3 歳児	2,340	2,250	2,160	2,810	2,690	2,590
		1、2 歳児	4,040	3,750	3,540	4,850	4,500	4,240
		乳児	6,460	5,970	5,490	7,750	7,170	6,580
	41 人 ~50 人	4 歳以上児	2,010	1,960	1,910	2,410	2,360	2,290
		3 歳児	2,230	2,180	2,090	2,670	2,610	2,500
		1、2 歳児	3,930	3,680	3,470	4,720	4,420	4,160
		乳児	6,360	5,900	5,420	7,620	7,090	6,500
	51 人 ~60 人	4 歳以上児	1,760	1,710	1,660	2,110	2,060	1,990
		3 歳児	1,980	1,920	1,840	2,380	2,310	2,200
		1、2 歳児	3,680	3,430	3,220	4,410	4,120	3,860
		乳児	6,100	5,650	5,170	7,320	6,780	6,200
61 人~	4 歳以上児	1,590	1,530	1,450	1,900	1,830	1,740	
	3 歳児	1,800	1,740	1,630	2,160	2,090	1,950	
	1、2 歳児	3,490	3,250	3,010	4,190	3,890	3,610	
	乳児	5,920	5,470	4,960	7,100	6,560	5,950	

処遇改善等加算Ⅱについて

1. 目的

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（以下「処遇改善等加算Ⅱ」という。）を行うもの。

2. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

3. 加算の認定

処遇改善等加算Ⅱの認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

4. 加算に係る使途

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、1. の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。

5. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）を企業主導型保育事業ポータル (<http://www.kigyounaihoiku.jp/>) の電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により、実施機関に提出するものとする。

6. 実施方法

(1) 加算対象職員数

- ① 加算額の算定に用いる職員の数については、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数A」については1/3、「人数B」については1/5を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」となる場合は「1」とする。）。また、下表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数は、当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月時点（当該年度の4月時点で開所していない場合には、開所時点）における適用状況による。

施設の利用定員	算定の基礎となる職員数
19人以下	以下の（1）から（3）の合計に1.3を加えた人数 （1）年齢別配置基準による職員数 { 4歳以上児数×1/30（小数点第2位以下切り捨て） + { 3歳児数×1/20（同）} + { 1、2歳児数×1/6（同）} + { 乳児数×1/3（同）} + 1（小数点第1位以下四捨五入） ※ 障害児保育加算を受けている場合、次の算式により算出された数 { 4歳以上児数（障害児保育加算算定対象児童を除く） ×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て）}

	$+ \{3 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ $+ \{1, 2 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $+ \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1$ $+ 1 \text{ (障害児保育加算による保育従事者)} = \text{配置基準上保育士} \cdot \text{保育従事者数 (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ <p>(2) 週 7 日間開所の場合 0.5</p> <p>(3) 食事の提供について自園調理以外の方法により行っている場合 <math>\Delta 1</math></p>
20 人以上	<p>以下の (1) から (3) の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、41 人以上の場合は 2.5 を加えた人数</p> <p>(1) 年齢別配置基準による職員数</p> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\}$ $+ \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $+ \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1 \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ <p>※ 障害児保育加算を受けている場合、次の算式により算出された数</p> $\{4 \text{ 歳以上児数 (障害児保育加算算定対象児童を除く)}\}$ $\times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}$ $+ \{3 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ $+ \{1, 2 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $+ \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1$ $+ 1 \text{ (障害児保育加算による保育従事者数)} = \text{配置基準上保育士} \cdot \text{保育従事者数 (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ <p>(2) 週 7 日間開所の場合 0.5</p> <p>(3) 食事の提供について自園調理以外の方法により行っている場合 定員 40 人以下 <math>\Delta 1</math> 定員 41 人以上 <math>\Delta 2</math></p>

② 実施機関は、5. の規定により、「加算認定申請書 (処遇改善等加算Ⅱ)」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

## (2) 加算の要件

① 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

ア 加算対象職員 (副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。) の基準年度 (当該施設において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度) における賃金 (基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金) に対して改善するものであること。

イ ①イにより算定される賃金改善見込額が、①アにより算定される加算見込額以上であること。

ウ ②から⑨を満たすものであること

② 副主任保育士、専門リーダー及びこれらに相当する職位 (以下「副主任保育士等」という。) 並びに職務分野別リーダー及びそれに相当する職位 (以下「職務分野別リーダー等」という。) については、発令や職務命令が行われていること。

③ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、ア及びイの要件を満たすものとなっていること。ただし、経験年数に係る要件について、施設の職員の構成・状況を踏まえ、施設の判

断で柔軟な対応が可能であること。なお、職員の経験年数の算定に当たっては、ウのとおり取り扱うこと。

ア 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、7.(2)ア又はイに定める研修を修了していること(研修要件の適用時期は、7.(4)のとおりとする)。

イ 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、7.(3)ウに定める研修を修了していること(研修要件の適用時期は、7.(4)のとおりとする)。

ウ 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設における経験年数を合算するものとする。

a) 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数

b) 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設における勤続年数

c) 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数

d) 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設(企業主導型保育施設を含む。)及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数

e) 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。)

④ 加算対象職員については、保育士に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。

⑤ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。

ただし、施設における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を1人以上確保(ただし、「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満の場合は、確保することを要しない。)した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長以外の管理職(主任保育士)、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。なお、園長以外の管理職(主任保育士)については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限って処遇改善を行うことが可能であること。

⑥ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は原則として月額5千円とすること。

ただし、その他の技能・経験を有する職員として、副主任保育士等にかかる加算額の配分を受ける場合は、月額5千円以上とすることができるが、その場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。また、職務分野別リーダー等の人数は、「人数B」以上とすること。

⑦ 令和6年度までの間の特例として、加算実績額の20%(10円未満の端数切捨て)については、同一事業実施者が設置した複数の企業主導型保育事業の間で費用配分を行うことができること。

⑧ 賃金改善が役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること(一時金は対象とならない。)

⑨ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合

についてはこの限りではない。

⑩ 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設職員に周知していること。

⑪ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

ア 加算見込額

以下 a) 及び b) の合計額

a) 副主任保育士等

48,900 円×実施月数×人数 A（千円未満の端数は切り捨て）

b) 職務分野別リーダー等

6,110 円×実施月数×人数 B（千円未満の端数は切り捨て）

イ 賃金改善見込額

以下の a) 及び b) の合計額

a) 各施設において賃金改善実施期間における副主任保育士等及び園長以外の管理職（主任保育士）に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額（別紙 2 の 6.（2）②イ）を除く。))

b) 各施設において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額（別紙 2 の 6.（2）②イ）を除く。))

ウ 賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（手当又は基本給）及び金額を記載すること

エ 賃金改善実施期間

賃金改善を実施する月から当該年度の 3 月まで

オ 賃金改善を行う方法

加算対象職員ごとの職位の名称、職種、賃金改善の項目、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること

⑫ ⑬アの加算実績額（⑬キの受入実績額がある場合は、それを加えた額）と⑬オの賃金改善の実施に要した費用（⑬カの拠出実績額がある場合は、それを加えた額）の総額を比較して差額が生じた場合については、その全額を実施機関へ返還すること。

⑬ 年度終了後速やかに、実施機関に対して以下の事項を含んだ「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を電子申請システムにより提出すること。

ア 加算実績額

当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額（実績）とする。

イ 「人数 A」及び「人数 B」の数

ウ 賃金改善実施期間

エ 実施した賃金改善の方法

オ エの実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、



処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額（別紙2の6.（2）⑤オ）を除く。）

次のa）からb）を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

- a) 賃金改善を行った場合の副主任保育士等（園長以外の管理職（主任保育士）を含む。）及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額（別紙2の6.（2）⑤オ）を除く。カの拠出実績額がある場合は、それを加えた額。）
- b) 基準年度における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額（別紙2の6.（2）⑤オ）を除く。）

カ 拠出実績額

クにより他の施設に拠出する費用の実績額

キ 受入実績額

クにより他の施設から拠出される費用の実績額

※ カ及びキがある場合には、事業者は、「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を作成し、「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」の添付書類とすること。

ク アの加算実績額（キの受入実績額がある場合は、それを加えた額）とオの賃金改善の実施に要した費用（カの拠出実績額がある場合はそれを加えた額）の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）

- ⑭ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

## 7. 研修の要件

### （1）実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県
- ② 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の6による指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）
- ③ 実施機関

### （2）研修内容

ア 専門分野別研修

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援の6分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすものとする。また、研修時間は各分野15時間以上とする。

イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上とする。

(3) 対象者及び修了すべき研修分野

ア 副主任保育士

専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

イ 専門リーダー

専門分野別研修のうちの4以上の研修分野

ウ 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野

※ 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせることで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(4) 研修修了要件の適用時期について

ア 副主任保育士、専門リーダー等

(2) ア又はイに定める研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。

- ・令和4年度までの間は研修修了要件を適用しない。
- ・令和5年度は、(2)ア又はイのうち1以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和6年度は、(2)ア又はイのうち2以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和7年度は、(2)ア又はイのうち3以上の研修分野の研修を修了すること。

イ 職務分野別リーダー等

(3) ウに定める研修修了要件については、令和6年度から適用することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しない。

なお、6.(2)⑤ただし書により、副主任保育士、専門リーダー等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、賃金の改善を行う職務分野別リーダーについても、令和6年度以降は、(3)ウに定める研修修了要件を満たす必要があること。

8. 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。

(別紙4)

基本分単価から控除する額(1人当たり月額)

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100円
3歳児	26,600円
1、2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

1 種目	2 基準額	3 対象経費																					
本体工事費	<b>基準単価</b> <table border="1" data-bbox="359 336 976 678"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>標準</th> <th>都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 名以下</td> <td>80,300</td> <td>88,400</td> </tr> <tr> <td>21～30 名</td> <td>84,200</td> <td>92,700</td> </tr> <tr> <td>31～40 名</td> <td>98,000</td> <td>107,800</td> </tr> <tr> <td>41～70 名</td> <td>111,700</td> <td>122,900</td> </tr> <tr> <td>71～100 名</td> <td>145,100</td> <td>159,600</td> </tr> <tr> <td>101 名以上</td> <td>174,000</td> <td>192,000</td> </tr> </tbody> </table>	定員	標準	都市部	20 名以下	80,300	88,400	21～30 名	84,200	92,700	31～40 名	98,000	107,800	41～70 名	111,700	122,900	71～100 名	145,100	159,600	101 名以上	174,000	192,000	企業主導型保育施設の整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負の 2.6% に相当する額を限度とする。以下同じ。ただし、中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合は、そのための事務費として左記の限度額に 1,000 千円を加算した額を限度とする。）ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下、同じ。）
	定員	標準	都市部																				
	20 名以下	80,300	88,400																				
	21～30 名	84,200	92,700																				
	31～40 名	98,000	107,800																				
	41～70 名	111,700	122,900																				
	71～100 名	145,100	159,600																				
	101 名以上	174,000	192,000																				
<b>環境改善加算</b> 11,380 児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を見守り向けの環境に整備する場合に加算する。																							
<b>特殊附帯工事加算</b> 11,380 別紙 6 「3. 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）の取扱いについて」に定める整備を行う場合に加算する。																							
<b>設計料加算</b> 基本単価の 5%（千円未満切り捨て）																							
<b>開設準備費加算</b> 解説準備に必要となる棚・下駄箱等（つくり付けのものに限る。）を整備するための費用として定員区分における基準額に定員数（増員の場合は増加定員数）を乗じた額を加算する。 定員 20 名以下 41 定員 21～30 名 31 定員 31～40 名 27 定員 41～70 名 23 定員 71～100 名 19 定員 101 名以上 14																							
<b>土地借料加算</b> 18,200 新たに土地を貸借して建物を整備する場合に加算する（工事着工から工事完了までの期間に限る。）。																							
<b>地域交流・一時預かりスペース加算</b> 保育施設の持つ専門性を生かした地域の子育て支援を行う地域交流スペース又は預かりサービス（一般型）の専用スペースを整備する場合に加算する。 標準 2,630 都市部 2,880																							

	<b>病児保育スペース加算</b> 病児保育に必要な保育室及び安静室等を整備する場合に加算する。 標準 20,970 都市部 23,000	
	<b>共同設置・共同利用連携加算</b> 1,000 中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合に加算する。	
解体撤去工事費	<b>【解体撤去工事費】</b> 定員 20 名以下 1,769 定員 21～30 名 2,006 定員 31～40 名 2,676 定員 41～70 名 3,368 定員 71～100 名 4,750 定員 101 名以上 5,701	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
仮施設整備費	<b>【仮施設整備工事費】</b> 定員 20 名以下 3,153 定員 21～30 名 3,846 定員 31～40 名 4,664 定員 41～70 名 6,478 定員 71～100 名 9,781 定員 101 名以上 11,662	

※ 平成 27 年 10 月 1 日現在（国勢調査）の人口密度が、1,000 人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準基準額を適用する。

※ 平成 28 年 3 月 31 日より事業所内保育施設を実施している者が定員を増加（4 人以下）する場合には、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除し、整備後の総定員数の規模に乗じて得た額を基準額とする。

改修支援加算の取扱いについて

1. 対象事業

区分	内容
(1) 施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替え	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊附帯工事	建物に固定して一体的に整備する工事
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

2. 対象基準

(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、500万円以上であること。

施設延面積（基準面積 {m<sup>2</sup>}) × 4,000 円

(2) アスベスト処理工事については、原則として、1施設の総事業費が30万円以上のものとする。

(3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3. 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）の取扱いについて

(1) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

- ① 水の循環・再利用の整備  
施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備
- ② 生ごみ等処理の整備  
施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- ③ ソーラーの整備  
光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
- ④ 消融雪設備整備  
建物に固定して一体的に整備する消融雪設備（企業主導型保育施設が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に規定する特別豪雪地域に設置される場合に限る。）
- ⑤ その他  
資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(別紙 7)

中小企業事業主は当該年度の4月1日における「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する従業員の数（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。以下同じ。）」のいずれかが下表に該当するものとし、会社法上の会社、個人又は士業を規定する法律に基づく士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法等）以外の事業主（社会福祉法人、医療法人、一般法人、公益法人、学校法人等）については、「常時使用する従業員の数」により判定する。

下表

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建造業、運搬業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下



処遇改善等加算Ⅲについて

1. 目的

職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な提供に資するものとする。

2. 加算内容

職員に対しての賃金改善を行う施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を加算する(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)

3. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

4. 加算の認定

処遇改善等加算Ⅲの認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

5. 加算に係る使途

企業主導型保育事業(運営費)に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、本加算に係る加算額については、1.の目的に鑑み、確実に職員の賃金改善に充てるものとする。

6. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅲ)及び事業計画書を企業主導型保育事業ポータル(<http://www.kigyounaihoiku.jp/>)の電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)により、実施機関に提出するものとする。

7. 実施方法

(1) 加算対象職員数

- ① 加算額の算定に用いる職員の数については、下表により算出される人数(1人未満の端数がある場合には四捨五入する。)を基礎とし、また、下表 a の算出に当たって使用する年齢別児童数は、加算当年度の「見込平均利用子ども数」を用い、下表 b~c 加算等の適用状況については当該年度 4 月時点により判断すること。

対象人数の算出の基礎となる職員数

以下の a ~b の合計に、定員 30 人以下の場合は 4.5、定員 31~40 人以下の場合は 4.2、定員 41~90 人の場合は 5.4、定員 91~150 人の場合は 5.1、定員 151 人以上の場合は 6.3 を加え、c を減じて得た人数

a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に 1.3 を乗じて得た数

{ 4 歳以上児 × 1/30 (小数点第 2 位以下切り捨て) } + { 3 歳児数 × 1/20 (同) } + { 1, 2 歳児数 × 1/6 (同) } + { 0 歳児数 × 1/3 (同) } (小数点第 1 位以下四捨五入)

b 夜間保育加算を受けている場合 2.7

c 専任の施設長を配置していない場合 1

- ② 実施機関は、6.の規定により、「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

## (2) 加算の要件

次の要件を満たす「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)」を提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知すること。また、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの申請を行うものは、「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)」の添付資料として、「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱ)」の写しを添付すること。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。

i 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。）に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。

ii 職員の賃金見込総額のうち処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の〈算式〉により算定することを標準とする。

〈算式〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×  
「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善見込み額）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「賃金見込総額」とは、職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ク 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善見込み額）をいう

ケ 「起点賃金水準」とは、令和4年度の賃金水準(保育士等処遇改善臨時加算(単価改定対応部分は除く)を除く)とする。ただし施設において基準年度を令和4年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

コ 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち、以下により算定した額\*をいう。

「加算当年度の単価（11,000円）」×「加算当年度の処遇改善等加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設間で加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

サ 「見込平均利用子ども数」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数の

見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

### (3) 実績報告に係る要件

加算当年度の翌年度速やかに、次の要件を満たす「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を実施機関に提出すること。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。

i 職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を返還すること。

ii 職員の支払賃金のうち処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算額を下回っていないこと。また、処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の〈算式〉により算定することを標準とする。

〈算式〉

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×  
「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善額）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

カ 「支払賃金総額」とは、職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

キ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善額）をいう

ク 「起点賃金水準」とは、令和4年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時加算（単価改定対応部分は除く）を除く）とする。ただし施設において基準年度を令和4年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

ケ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち処遇改善等加算Ⅲに係る額として、以下により算定した額※をいう。

「加算当年度の単価（11,000円）」×「加算当年度の処遇改善等加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設間で加算実績額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

### 8. 加算見込額の算定

加算見込額は、施設ごとに、以下の算式により算定すること。

11,000円 × 算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数※

※ 各月初日の利用子どもの単価に加算

## 9. 実績報告手続等

- (1) 施設は、年度終了後速やかに、実施機関に対して事業実績報告書を電子申請システムにより提出すること。
- (2) 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

## 10. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、施設において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、加算額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善については、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
- (3) 加算額については、複数の施設の助成決定を受けた事業実施者である場合は、同一事業実施者が設置した複数の施設間で配分を行うことができること。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設の加算実績額により、実績報告書を作成することとする。その際、施設ごとの内訳表を添付すること。

## 11. 虚偽等の場合の返還措置

施設が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給した加算額の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。

障害児保育加算について

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)(※1)を2人以上受け入れる施設において、当該障害児のうち2人(※2)に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

障害児の保育を行う保育従事者は、実施機関が定める「障害児保育」の研修を修了した者であるか、当該研修を終了した者の指揮・監督下において保育を行う者であること。

(※1) 身体障害者手帳の他、特別児童扶養手当の受給者証や児童発達支援事業所等の障害児支援サービスの受給者証等により障害の事実が把握可能な者。

(※2) 障害児を3人以上受け入れている場合は、加算算定対象とする障害児2人を各施設が任意で選定することとする。

<算式>

{4歳以上児数(障害児保育加算算定対象児童を除く)}×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)) + {3歳児数(同)}×1/20(同)} + {1、2歳児数(同)}×1/6(同)} + {乳児数(同)}×1/3(同)} + 1 + 1(当加算による保育従事者) = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点第1位以下四捨五入)

(2) 加算の認定

ア 加算の認定は、実施機関が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。実施機関は、認定結果を施設・事業者に通知することとする。

イ 実施機関は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 障害児保育加算額

※ 加算算定対象児童の単価に加算

(1日11時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1日11時間開所、週6日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%	保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%
20/100 地域	全定員共通	4歳以上児	209,880	186,540	163,190	6,180	5,550	4,930
		3歳児	202,380	179,870	157,360	5,960	5,360	4,750
		1、2歳児	149,910	133,230	116,560	4,410	3,970	3,520
		乳児	74,950	66,610	58,280	2,200	1,980	1,760
16/100 地域		4歳以上児	203,570	181,810	160,040	5,980	5,400	4,830
		3歳児	196,300	175,320	154,320	5,770	5,210	4,660
		1、2歳児	145,410	129,860	114,310	4,270	3,860	3,450
		乳児	72,700	64,930	57,150	2,130	1,930	1,720
15/100 地域		4歳以上児	202,000	180,630	159,250	5,930	5,370	4,800
		3歳児	194,780	174,180	153,560	5,720	5,180	4,630
		1、2歳児	144,280	129,010	113,750	4,240	3,830	3,430
		乳児	72,140	64,500	56,870	2,120	1,910	1,710
12/100 地域		4歳以上児	197,270	177,080	156,890	5,780	5,260	4,730
		3歳児	190,220	170,760	151,280	5,580	5,070	4,560
		1、2歳児	140,910	126,480	112,060	4,130	3,750	3,380
		乳児	70,450	63,240	56,030	2,060	1,870	1,690
10/100 地域		4歳以上児	194,120	174,720	155,310	5,680	5,180	4,680
		3歳児	187,180	168,480	149,760	5,480	5,000	4,510
		1、2歳児	138,660	124,800	110,940	4,060	3,700	3,340
		乳児	69,330	62,390	55,470	2,030	1,850	1,670
6/100 地域	4歳以上児	187,820	169,990	152,160	5,480	5,030	4,580	
	3歳児	181,110	163,920	146,720	5,290	4,850	4,420	
	1、2歳児	134,150	121,410	108,680	3,920	3,590	3,270	
	乳児	67,070	60,700	54,340	1,960	1,790	1,630	
3/100 地域	4歳以上児	183,090	166,440	149,800	5,330	4,920	4,500	
	3歳児	176,550	160,500	144,440	5,140	4,740	4,340	
	1、2歳児	130,780	118,890	106,990	3,810	3,510	3,220	
	乳児	65,380	59,440	53,490	1,900	1,750	1,610	
その他地域	4歳以上児	178,370	162,900	147,440	5,190	4,810	4,430	
	3歳児	171,990	157,080	142,160	5,000	4,640	4,270	
	1、2歳児	127,400	116,350	105,300	3,700	3,430	3,160	
	乳児	63,690	58,170	52,640	1,850	1,710	1,580	

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1日11時間開所、週7日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	全定員共通	4歳以上児	251,850	223,840	195,820	7,420	6,660	5,920
		3歳児	242,850	215,840	188,830	7,150	6,430	5,700
		1、2歳児	179,890	159,870	139,870	5,290	4,760	4,220
		乳児	89,940	79,930	69,930	2,640	2,380	2,110
16/100 地域		4歳以上児	244,280	218,170	192,040	7,180	6,480	5,800
		3歳児	235,560	210,380	185,180	6,920	6,250	5,590
		1、2歳児	174,490	155,830	137,170	5,120	4,630	4,140
		乳児	87,240	77,910	68,580	2,560	2,320	2,060
15/100 地域		4歳以上児	242,400	216,750	191,100	7,120	6,440	5,760
		3歳児	233,730	209,010	184,270	6,860	6,220	5,560
		1、2歳児	173,130	154,810	136,500	5,090	4,600	4,120
		乳児	86,560	77,400	68,240	2,540	2,290	2,050
12/100 地域		4歳以上児	236,720	212,490	188,260	6,940	6,310	5,680
		3歳児	228,260	204,910	181,530	6,700	6,080	5,470
		1、2歳児	169,090	151,770	134,470	4,960	4,500	4,060
		乳児	84,540	75,880	67,230	2,470	2,240	2,030
10/100 地域		4歳以上児	232,940	209,660	186,370	6,820	6,220	5,620
		3歳児	224,610	202,170	179,710	6,580	6,000	5,410
		1、2歳児	166,390	149,760	133,120	4,870	4,440	4,010
		乳児	83,190	74,860	66,560	2,440	2,220	2,000
6/100 地域	4歳以上児	225,380	203,980	182,590	6,580	6,040	5,500	
	3歳児	217,330	196,700	176,060	6,350	5,820	5,300	
	1、2歳児	160,980	145,690	130,410	4,700	4,310	3,920	
	乳児	80,480	72,840	65,200	2,350	2,150	1,960	
3/100 地域	4歳以上児	219,700	199,720	179,760	6,400	5,900	5,400	
	3歳児	211,860	192,600	173,320	6,170	5,690	5,210	
	1、2歳児	156,930	142,660	128,380	4,570	4,210	3,860	
	乳児	78,450	71,320	64,180	2,280	2,100	1,930	
その他地域	4歳以上児	214,040	195,480	176,920	6,230	5,770	5,320	
	3歳児	206,380	188,490	170,590	6,000	5,570	5,120	
	1、2歳児	152,880	139,620	126,360	4,440	4,120	3,790	
	乳児	76,420	69,800	63,160	2,220	2,050	1,900	

(1日13時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1日13時間開所、週6日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算 I		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	全定員共通	4歳以上児	248,040	220,450	192,860	7,300	6,550	5,820
		3歳児	239,170	212,570	185,970	7,040	6,330	5,610
		1、2歳児	177,160	157,450	137,750	5,210	4,690	4,160
		乳児	88,570	78,720	68,870	2,600	2,340	2,080
16/100 地域		4歳以上児	240,580	214,860	189,130	7,060	6,380	5,700
		3歳児	231,990	207,190	182,370	6,810	6,150	5,500
		1、2歳児	171,840	153,470	135,090	5,040	4,560	4,070
		乳児	85,910	76,730	67,540	2,510	2,280	2,030
15/100 地域		4歳以上児	238,720	213,470	188,200	7,000	6,340	5,670
		3歳児	230,190	205,840	181,480	6,760	6,120	5,470
		1、2歳児	170,510	152,460	134,430	5,010	4,520	4,050
		乳児	85,250	76,220	67,210	2,500	2,250	2,020
12/100 地域		4歳以上児	233,130	209,270	185,410	6,830	6,210	5,590
		3歳児	224,800	201,800	178,780	6,590	5,990	5,380
		1、2歳児	166,530	149,470	132,430	4,880	4,430	3,990
		乳児	83,250	74,730	66,210	2,430	2,210	1,990
10/100 地域	4歳以上児	229,410	206,480	183,540	6,710	6,120	5,530	
	3歳児	221,210	199,110	176,980	6,470	5,900	5,330	
	1、2歳児	163,870	147,490	131,110	4,790	4,370	3,940	
	乳児	81,930	73,730	65,550	2,390	2,180	1,970	
6/100 地域	4歳以上児	221,960	200,890	179,820	6,470	5,940	5,410	
	3歳児	214,030	193,720	173,390	6,250	5,730	5,220	
	1、2歳児	158,540	143,480	128,440	4,630	4,240	3,860	
	乳児	79,260	71,730	64,220	2,310	2,110	1,920	
3/100 地域	4歳以上児	216,370	196,700	177,030	6,290	5,810	5,310	
	3歳児	208,650	189,680	170,700	6,070	5,600	5,120	
	1、2歳児	154,550	140,500	126,440	4,500	4,140	3,800	
	乳児	77,260	70,240	63,210	2,240	2,060	1,900	
その他地域	4歳以上児	210,800	192,510	174,240	6,130	5,680	5,230	
	3歳児	203,260	185,640	168,000	5,900	5,480	5,040	
	1、2歳児	150,560	137,500	124,440	4,370	4,050	3,730	
	乳児	75,270	68,740	62,210	2,180	2,020	1,860	



(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1日13時間開所、週7日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算 I		
			保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%	保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%
20/100 地域	全定員共通	4歳以上児	297,640	264,540	231,430	8,760	7,860	6,980
		3歳児	287,000	255,080	223,160	8,440	7,590	6,730
		1、2歳児	212,590	188,940	165,300	6,250	5,620	4,990
		乳児	106,280	94,460	82,640	3,120	2,800	2,490
16/100 地域		4歳以上児	288,690	257,830	226,950	8,470	7,650	6,840
		3歳児	278,380	248,620	218,840	8,170	7,380	6,600
		1、2歳児	206,200	184,160	162,100	6,040	5,470	4,880
		乳児	103,090	92,070	81,040	3,010	2,730	2,430
15/100 地域		4歳以上児	286,460	256,160	225,840	8,400	7,600	6,800
		3歳児	276,220	247,000	217,770	8,110	7,340	6,560
		1、2歳児	204,610	182,950	161,310	6,010	5,420	4,860
		乳児	102,300	91,460	80,650	3,000	2,700	2,420
12/100 地域		4歳以上児	279,750	251,120	222,490	8,190	7,450	6,700
		3歳児	269,760	242,160	214,530	7,900	7,180	6,450
		1、2歳児	199,830	179,360	158,910	5,850	5,310	4,780
		乳児	99,900	89,670	79,450	2,910	2,650	2,380
10/100 地域	4歳以上児	275,290	247,770	220,240	8,050	7,340	6,630	
	3歳児	265,450	238,930	212,370	7,760	7,080	6,390	
	1、2歳児	196,640	176,980	157,330	5,740	5,240	4,720	
	乳児	98,310	88,470	78,660	2,860	2,610	2,360	
6/100 地域	4歳以上児	266,350	241,060	215,780	7,760	7,120	6,490	
	3歳児	256,830	232,460	208,060	7,500	6,870	6,260	
	1、2歳児	190,240	172,170	154,120	5,550	5,080	4,630	
	乳児	95,110	86,070	77,060	2,770	2,530	2,300	
3/100 地域	4歳以上児	259,640	236,040	212,430	7,540	6,970	6,370	
	3歳児	250,380	227,610	204,840	7,280	6,720	6,140	
	1、2歳児	185,460	168,600	151,720	5,400	4,960	4,560	
	乳児	92,710	84,280	75,850	2,680	2,470	2,280	
その他地域	4歳以上児	252,960	231,010	209,080	7,350	6,810	6,270	
	3歳児	243,910	222,760	201,600	7,080	6,570	6,040	
	1、2歳児	180,670	165,000	149,320	5,240	4,860	4,470	
	乳児	90,320	82,480	74,650	2,610	2,420	2,230	

## 医療的ケア児保育支援加算

### 1. 加算の目的

人工呼吸器を装着している児童その他日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、企業主導型保育施設の利用を希望し施設へ在籍する場合に、受入れが可能となるよう、企業主導型保育施設の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

### 2. 加算の内容

企業主導型保育施設に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 10 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させた上で、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、企業主導型保育事業保育施設において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

### 3. 実施方法

#### (1) 対象児童

第 3 の 2. (2) に該当する医療的ケア児で、医療機関及び都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）において、集団保育が可能であると認められた実態を、実施機関が確認した児童で、障害児保育加算の対象となっていないこと。

※対象児童の在籍があることを加算の要件とする。

#### (2) 加算対象等

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から③までの取組を複合的に実施するよう努めること。

- ① 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設が、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。本加算により配置する職員は、第 3 の 2. (4) に定める職員、その他この要綱による加算対象職員と重複しないこと。なお、医療機関等に勤務する看護師等の派遣を受ける方法も可能とする。

(加算額)

ア 1名の医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置して医療的ケアを行う場合  
年額 5,290,000 円

イ 1名の医療的ケア児を受け入れ、認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合  
年額 4,950,000 円

上記に加え、2名以上の医療的ケア児の受け入れを行い、看護師等を複数配置している場合は、5,290,000 円を、認定特定行為業務従事者である保育士等を複数配置している場合は、4,950,000 円を加算する。

- ② 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設において、保育士等が認定特定行為業務従事者

となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助  
(加算額)

年額 300,000 円

③ 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設において、看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

(加算額)

年額 2,232,000 円

①から③について、実際に支出した額の合計額が加算額の合計額に満たない場合は、実際に支出した額を上限とし、残額は返還するものとする。なお、当該加算に係る実際の支出額については、個別に費目明細を明示できるよう支出管理をしておくこと。

### (3) 留意事項

本加算は、企業主導型保育施設において、単に(2)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から③までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

① 医療的ケア児の受入れに当たっては、企業主導型保育施設において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医療機関、都道府県等職員等の意見を聴取し、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。

② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

## 4. 加算の認定

加算の認定は、実施機関が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、対象医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の情報、加算の適用年月、対象医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して要件への適合状況を確認すること。実施機関は、認定結果を施設・事業者へ通知することとする。

認定にあたり、実施機関において、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行うとともに、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し審査を行う。